

平生町告示第17号

平成23年第5回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成23年6月3日

平生町長 山田 健一

- 1 期 日 平成23年6月16日
- 2 場 所 平生町議会議事堂

開会日に応招した議員

松本 武士君

村中 仁司君

久保 俊一君

中川 裕之君

河藤 泰明君

淵上 正博君

細田留美子さん

柳井 靖雄君

河内山宏充君

平岡 正一君

岩本ひろ子さん

福田 洋明君

6月24日に応招した議員

応招しなかった議員

平成23年 第5回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成23年6月16日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成23年6月16日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 一般質問・行政報告に対する質疑
- 日程第6 意見書案第1号 上関原子力発電所建設計画に関する意見書
- 日程第7 委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定(9日間)
- 日程第6 意見書案第1号 上関原子力発電所建設計画に関する意見書
- 日程第7 委員会付託

出席議員(12名)

- | | |
|-------------|------------|
| 1番 松本 武士君 | 2番 村中 仁司君 |
| 3番 久保 俊一君 | 5番 中川 裕之君 |
| 6番 河藤 泰明君 | 7番 淵上 正博君 |
| 8番 細田留美子さん | 9番 柳井 靖雄君 |
| 10番 河内山宏充君 | 11番 平岡 正一君 |
| 12番 岩本ひろ子さん | 13番 福田 洋明君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 羽山 敦紀君

書記 岩井 浩治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	佐竹 秀道君
教育長	高木 哲夫君	会計管理者	藤田 衛君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			吉賀 康宏君
総合政策課長	角田 光弘君	町民課長	中本 羊次君
税務課長兼徴収対策室長			洲山 和久君
健康福祉課長			弘中 賢治君
経済課長兼農業委員会事務局長			岩見 求嗣君
建設課長	安村 和之君	佐賀出張所長	山本 俊明君
教育次長兼学校教育課長			福本 達弥君
社会教育課長			小島 康司君

午前9時00分開会・開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成23年第5回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において久保俊一議員、中川裕之議員を指名いたします。

・

日程第2．会期の決定

議長（福田 洋明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月24日までの9日間といたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は9日間と決しました。

・

日程第3．諸般の報告

議長（福田 洋明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布しております議会日誌のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成23年5月分及び6月分の例月出納検査の結果報告、並びに地方自治法第121条の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の報告はお手元に配布のとおりであります。

これをもって諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告

議長（福田 洋明君） 日程第4、行政報告について、町長から報告を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さんおはようございます。

今年も梅雨の季節を迎えました。もえるような濃淡入り混じった緑が雨にぬれ、この時期ならではの美しさを醸し出しております。日本のこんな季節の美しさとは裏腹に、東日本大震災の惨状には胸が痛みます。震災発生から3カ月が経過をいたしました。この国難を乗り切るため、「がんばろうニッポン」を旗印に、国を挙げて一刻も早い復旧・復興を祈るとともに、本町としても、できる限りの支援をしていきたいと考えております。

一方、本町の防災対策につきましては、想定を超えたこのたびの震災を教訓に地域防災計画の検証も行っていく必要があると考えております。

また、これから梅雨による豪雨災害や台風災害のシーズンでもありますが、引き続き、防災対策の一層の強化に取り組んでいきたいと考えております。

そうしたさなか、平成23年第5回平生町議会定例会を開催をいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、全員の御出席を賜りまして、誠にありがとうございました。

このたびの上程議案は、同意2件のみとなっております。改めて議会最終日に上程させていただきますのでよろしくお願いをいたします。

さて、統一地方選挙における平生町議会議員一般選挙により、御当選をされました議員各位におかれましては、任期初の定例議会となるわけであります。

また、6月1日の任期開始早々の臨時議会では、議長さんを初めとする新たな議会構成が決定をされ、スタートされたところであります。我々執行部も、今年度が第四次平生町総合計画のスタートの年でもあり、新たな気持ちで町政推進に努めてまいりたいと思います。

つきましては、議会と行政が車の両輪のごとく切磋琢磨しながら、町民の負託に応えていきたいと思っておりますので、議員各位におかれましては、格段の御指導、御協力を賜りますようによろしくお

願ひ申し上げる次第であります。

それではまず、諸般の報告を申し上げます。

「東日本大震災」についてであります。3月11日に発生をした「東日本大震災」がもたらした深刻かつ大規模な被害には言葉もありません。東北地方沖を震源とする国内観測史上最大のマグニチュード9という超大型地震が発生をし、東日本の太平洋沿岸を中心に巨大津波が押し寄せ、甚大な被害をもたらしました。死者・行方不明者は約2万4,000人、避難については昨日の内閣府の調査によりますと、今なお9万人の避難所の方々を含め、全国に12万4,000人の方々が避難生活を強いられているという状況であります。

このたびの想像を絶する津波の襲来では、平野部の家屋や農地を次々に飲んでいく上空からの映像、高さ10メートルのスーパー堤防を軽々越えてまちを飲み込んでいく映像、小学校の約7割の児童が津波に飲み込まれたとの報道、最後まで防災無線で町民に避難を呼びかけた役場職員や、避難誘導をしていた警察官や消防団員が津波に飲み込まれた報道、役場防災対策庁舎の屋上の通信塔に町長や職員がかろうじてしがみついている衝撃的な写真など、数えあげればきりがありませんが、本当に悲しい痛ましい惨状でありました。

戦後最大の未曾有の国難とも言えるこの大震災は、地震、津波の被害に加え、原発事故の3重の災害となり、厳しい試練に直面をいたしております。復旧・復興には一刻の猶予も許されない状況にあり、原発事故も未だ収束せず、予断を許さない状況が続いています。

ところが国会では、不透明な政局が続いております。今、求められているのは「スピード感」と「具体策」であります。そのためにも、与野党が力を結集し、全身全霊、まさに命がけで取り組んでいくことが問われている時だと思っております。「東日本大震災復興基本法案」につきましては、与野党間の協議でようやく成立の運びとなったようでありますが、急がれるのは、新年度予算の財源を確保する公債発行特例法案と本格的な復興を保障する第2次、第3次の補正予算であります。一刻も早く、被災地の皆さんの心情に思いを向け、復興、再生と原発事故の収束に全力で対処して欲しいものであります。

一方で、海外メディアから日本人の忍耐力や冷静さ、秩序について賞賛の声が伝わっております。また、日本に今までにも幾度となく国難を乗り越えてきた歴史もあります。将来の子どもたちに、全国民でこの国難を乗り越えて、立派に復興したと語り継いでいけるような取り組みとなることを願うものであります。

なお、まだまだ復興再生には相当な期間を要すると見込まれますことから、本町といたしましても全国町村会や関係機関と連携して被災地の実情に対応し、できる限りの支援を引き続きしていきたいと考えております。

それでは、3月定例会以降の町政の重要課題の進捗状況や経過につきまして、「行政報告」とし

て申し上げます。

まず、行政協力員会議について御報告をいたします。今年は、統一地方選挙の影響で例年より少し遅い開催となりましたが、5月16日から20日にかけて町内5会場で、議員の皆さんにも御出席をいただき、春の行政協力員会議を開催いたしました。春の会議は、新たに行政協力員に就任された方が、全体の75%ということもあり、主に行政側からのお願いや情報提供など、盛り沢山の説明をさせていただいたところであります。

説明の後の意見交換では、「説明や報告の内容について」の御質問を初め、やはり、このたびの大震災に伴う防災対策などの「安全・安心対策について」、また、道路や水路等の改良を初め、有害鳥獣、ケーブルテレビなどの「自治会内の地域課題について」など、多くの御意見や御質問、また要望をいただき、膝を交えての協議の中で、一定の成果を上げることができたと考えております。内容によっては、早急に対応させていただいたものもありますが、引き続き、住民の皆さんと行政が協力して、相互理解の中で連携を密にし、地域づくりに取り組んでいきたいと考えているところであります。

なお、各自治会に設立のお願いをいたしております「自主防災組織」につきましては、現在145自治会の中で、107自治会において設立をされておまして、自治会での組織率は74%に向上してまいりました。

しかし、なお一層の地域防災力の向上を目指すために、残りの自治会に対しても、引き続き粘り強くお願いをしていきたいと考えております。

次に、東日本大震災の対応状況について、御報告いたします。本町といたしましては、災害発生以後、人的・物的支援を行っているところであります。人的支援につきましては、柳井地区広域消防組合職員5名が県で編成された緊急消防援助隊として被災地へ3月14日から22日までの9日間、宮城県石巻市に出動し、救助、捜索、救急搬送を行っております。

また、本町からは保健師1名も、被災地の避難所で保健師が不足していることから、厚生労働省の要請を受け、県と連携をして、5月7日から14日までの8日間、福島県会津若松市に派遣をいたしました。この保健師の活動の主な目的は、現地の会津保健福祉事務所と協力をし、避難されている皆様の健康相談、健康チェックなど派遣チームの一員として支援活動を行うものであります。避難所生活の長期化により、あるいはまた、原発の影響による生活への不安やストレスを抱えた住民の方々の支援をどうしていくのか、今後の大きな課題となっているという状況について、派遣保健師から直接報告を受けたところであります。

物的支援等につきましては、本町は、県と連携して義援金や救援物資の取り組みを開始し、5月末現在で役場に届けられた義援金は約169万円、救援物資は段ボールで31箱集まり、義援金は日本赤十字へ、救援物資は県を通じて被災地へ届けられております。

多くの町民の皆さんや事業所から、東日本大震災義援金や支援物資など、御協力をいただき感謝しているところであります。

また、町においても3月定例会最終日に、このたびの大震災の見舞金300万円の追加補正予算案を急遽上程いたし、御承認をいただいたところであります。早速、全国町村会を通じて被災地へ送金いたしましたところであります。

また、議会におかれましても、見舞金を全国町村議会議長会を通じて被災地に送られておりますが、早急なお取り組みに対し、心より敬意を表するものであります。

こうした支援が、被災地復興の一助として被災された方々の心に届き復興を成し遂げていけるものと確信をいたしております。皆さんの善意に心から感謝とお礼を申し上げますとともに、今後におきましても、引き続き、復旧・復興に向けた御支援をよろしくお願い申し上げます。

次に、広域行政について、御報告いたします。去る3月24日、柳井地域1市4町、柳井市、平生町、田布施町、上関町及び周防大島町の首長が、地域の共通課題に連携して取り組むため、「柳井地区広域行政連絡協議会」を設立することを確認をいたしまして、4月1日に設立したところであります。これまで柳井地域では広域事務組合を組織し、連携を図ってまいりましたが、平成の大合併を経て、自治体の数が減少したことや、所期の目的を達成したことに伴い、同組合は平成21年3月末をもって解散いたしております。

しかしながら、水道、ごみ、消防などはいまだ広域で対応している状況にあり、共通課題へ連携した対応が求められているところであります。したがって今回、田布施町を含めた新たな協議会を立ち上げることといたしました。この協議会は年2回程度開催予定で、当面は岩国空港の開港を視野に入れた観光振興や、有害鳥獣対策などの広域的課題等について協議することといたしております。この協議会の設立により、柳井市を中心に1市4町の連携が強化をされ、この地域が大きくまとまる契機になればと思っております。

次に、「おいでませ！山口国体」の取り組みについて、御報告をいたします。御存知のように、第66回国民体育大会「おいでませ！山口国体」が、本年10月1日土曜日から11日火曜日までの11日間開催をされます。本町では、デモンストレーション行事として「電動車椅子サッカー競技」を10月9日、日曜日に平生町体育館で開催いたします。昨年の11月28日には、当競技を啓発し盛り上げるため電動車椅子サッカーの体験学習も開催をさせていただいたところであります。

また、本町において去る5月23日には「おいでませ！山口国体・山口大会平生町実行委員会」を開催をし、花いっぱい運動、クリーンアップ作戦等や8月6日土曜日の、ひらお十七夜まつりにあわせて炬火・採火式を開催することを決定いたしました。炬火・採火式は、木の摩擦熱で火をおこすマイギリを使って発火するものであります。当日は平生町体育館駐車場で平生の味「平生開作鍋」などの出店も計画をいたしておりますので多くの方々の御来場をお待ちをいたしております。

町を挙げて国体を盛り上げて成功させていきたいと思っております。

なお、本町からも国体強化選手が6人おられますが、一人でも多くの選手が大会に出場され活躍されることを期待したいと思っております。

以上をもちまして、「行政報告」を終わります。

終わりに、平成22年度の各会計の出納閉鎖を5月末で終えておりますので、その概要を簡単に御報告申し上げます。

まず、一般会計であります。歳入総額57億7,455万1,801円、歳出総額55億8,901万5,248円で、差し引き1億8,553万6,553円となりまして、繰越明許費1,074万6,358円を控除いたしますと、1億7,479万195円が実質の差引額となるものであります。

次に、特別会計であります。9つの特別会計の総額を申し上げます。歳入総額36億3,324万6,443円、歳出総額36億2,141万7,195円で、差し引き1,182万9,248円となっております。

以上、平成22年度の一般会計ほか、9つの特別会計の収支状況の概要を申し上げます。

以上をもちまして、報告を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをさせていただきたいと存じます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（福田 洋明君） これをもって行政報告を終わります。

日程第5．一般質問・行政報告に対する質疑

議長（福田 洋明君） 日程第5、一般質問・行政報告に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順により、順次発言を許します。淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） では、通告書に従って質問をさせていただきます。

まず初めに、上関原発建設についてでございます。上関原発建設について、町長の見解をただしたいと思っております。

私は、この前回の3月の議会で原発交付金について質問をいたしました。その2日後に福島原発で事故が発生をいたしました。今回は、福島原発の事故を受けてからの上関原発建設についての町民の生活と安全を守る面から、町長の見解をお聞きしたいと思っております。

上関に、原発が建設をされれば、今、私たちが生活をしているこの平生町は、皆さんも御承知のように、福島原発では避難区域に入っている20キロ圏内にすっぽり入ってしまいます。福島原発は、事故発生から3カ月がたっておりますが、時間がたつにつれ、原発事故の悲惨な実態は一層

深刻となっております。事態収束の見通しは、いまだに立っておりません。

原発は、一たび事故が起これば、大量の放射性物質が外部に放出をされます。現時点では、これを押さえる手段はありません。被害はどこまでも広がり、長期にわたって危険を及ぼす可能性があります。地域社会全体の存続そのものを危うくすると思います。

福島原発の事故を受けて、町長は、原発に対する認識は変わられたのか、もし変わったのであればどう変わったのか、まず初めにお伺いをいたします。

次に、菅首相は、この5月10日の夕方の記者会見で、2030年までに原発14基以上を増設し、電力に占める原発の比率を50%以上にするという現行エネルギー基本計画を白紙に戻し、議論をする必要があると発言をいたしました。さらに、太陽光や風力などの再生可能エネルギーを基幹エネルギーの一つにすると、初めて表明をしております。

また、山口県の二井知事は、上関原発予定地の公有水面の埋立免許の延長を認めないという方針転換をいたしました。これは、6月の県議会で最終判断を表明するとしております。免許は、着工から3年が期限で、2012年10月までに完成をしなければ失効することになっております。県の幹部は、福島原発事故で免許を許可したときと状況が変わった。事故が起これば、上関の問題だけでは済まなくなると、こういう報道がされております。

そこで、町長は、町民の安心・安全を考えた町のトップとしての見解を発信すべきであると思っております。町長の見解をお伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 上関原発の建設について、2点の大きめに質問であります。

まず最初に、今回の福島の第一原子力発電所の事故を受けて、原発に対する認識は、どう変わったか、こういう御質問であります。

その前に、この今回の原発の事故でありますけれども、日本だけではなく、世界を震撼させるようなきわめて深刻な事故だというふうに受けとめております。事態は、今なお収束せず、予断を許さない状況が続いておりまして、国民にも不安を与えているところであります。あってはならない事故だというふうに認識をいたしております。

特に、この事故に伴って避難をされている周辺住民の方々のことを思うと、本当に胸が痛む思いがいたしております。したがって、まずは、この事故の一刻も早い収束、そしてまた、この事故の徹底的な原因究明がなされることを強く求めたいというふうに思っております。

原発に対する認識については、今、これまでは、原子力発電、まさに科学技術の粋を結集をした技術というふうに言われておりましたし、災害に対しても耐震性や多重防護が機能すると考えられておりました。しかし、いわゆる想定外の事故が次々に引き起こされて、まさに原発への信頼を揺るがすような事故となっております。当然、これまでの想定や指針や対策を見直す必要があるとい

うふうに私は認識をいたしております。

それから、町民の安全・安心を考えて、町のトップとして発信すべきではないかということであり、町長として、町民の安全・安心を第一に考えるのは、当然の責務であり、必要な場合は、しっかり我々も物を言っていきたいというふうに思っておりますが、まずこの原子力の、特にエネルギー政策、これは、国の政策決定が優先をする分野であります。まずは、国や事業者が安全確保に責任をしっかり持ってもらうことが大前提であります。そこで町としては、まずは当然ながらこの議会での皆さんの議論、あるいは判断、こういうものを踏まえて対処していくことは当然でありますけれども、ただ、今申し上げましたように、今回の事故は、まだ進行形、収束を見ていない、どういう形でこの事故が収束をしていくのか、そしてまた事故調査検証委員会の、今御承知のようにスタートをしたばかり、それを受けてどういう議論がなされて、国のエネルギー政策がどうなっていて、その中で原子力がどう位置づけられて、その中で防災指針がどうこれから考えられていくのかというようなこと、これを今我々はやっぱり大きな関心を持って注視をしていると、これが今の本町における立場ということになろうと思えます。その上で、今もありましたが、県の判断、あるいはまた、地元、上関町の意向、事業者の動向等、全体の状況を見きわめて対処していくことが重要であると考えております。

現時点では、まだまだ不透明な部分がありますし、判断材料が不足をいたしております。しっかり情報収集に努めて、今後の事態を冷静に見きわめて町の対応策を決定をしていきたいというふうに考えているところであります。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） 再質問をさせていただきます。

まず、今町長の答弁で、国の政策決定がこれが主であると、こういうような回答だったと思いません。

町長は、この4月の広報「ひらお」で、「今回の原発災害に対して、住民の安全確保と事態の早期収束を願う」と書かれております。「隣接町の上関原発建設に対して、町としては、これからも重大な関心を持って、その動向を注視しながら対応をしていく」としておられます。しかし私は、今この時期は、動向を注視をしていく、こういうときではないと思うんです。町のトップとして、私は、町長の見解を発信をすべきときが今ではないかと思っております。再度お伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） まさに重大な関心を持って相当こう注視をしているということでありまして、今議員も最初にお述べになったように、菅首相を含めて、国のエネルギー政策については、抜本的に見直しを図っていくというような一つの流れの中で、その中で、じゃあ原子力政策がどう位置づけられていくのかと。これは、やっぱりまだまだ我々が、今じゃあここでこうしようとい

うことで決めるべき性格のものではありませんだけに、そこはやっぱりしっかり動向を注視をしながら判断をしていくということが求められているんだろうというふうに思います。

あえて、私の立場から言わせてもらうならば、今の、あえて言えば情報公開、このことは、やっぱりしっかり我々としても申し上げておかなければいけないだろうと思っております。国や事業者に対して、情報の開示と、その透明性と迅速性、これを求めていきたいと思っております。

我々がいろいろこれから物事を判断をしていく上においても、そのことは大変大事であります。一連の経緯の中で事故が過小に評価をされてみたり、情報が小出し、後出しというようなことではなかなか後からまた状況が変わってくると、新たな事態が判明をするというような状況が続いております。我々の立場からいっても、いろいろこれからしっかりこの判断をしていかなければなりませんし、国の政策のこれからの信頼度を高めていく上からも、こういった情報の正確で迅速な開示を求めていくということが、今の我々として言わなければならないことだろうというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） いろいろと質問をさせていただきましたが、特に国の動向を注視ということで、こういう答弁でよろしいかと思いますが、私の意見と全く違いますので、これからもこういう論議は続けさせていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。次は、学校の耐震化についてでございます。文部科学省は、5月24日に全国の公立学校施設の耐震化を2015年度までに完了をさせる方針を発表をしております。この耐震化については、東日本大震災を受けて、耐震化を前倒して実施する動きが出ていると報道をされているところです。全国の公立小・中学校の耐震化率は、2010年の4月の時点で73.3%となっております。当町でお聞きをしますと、当町では57.1%となっているそうです。また山口県の中でも、これは低い耐震化率となっているところでございます。

学校と言えば、当町では、教職員を含めれば毎日1,000人が集うところです。子供の安心・安全のためには、2015年といえ、わずか、あと4年しかありません。私は、早急に対策を立てていくべきだと考えております。また予算の裏づけも必要となってきますが、当町の計画はどのようになっているのか、まず初めにお伺いをいたします。

もう一点、学校は、災害時の避難場所にもなっております。特に平生小学校は、ゼロメートル地帯に建設をされております。耐震化だけではなく、水害にも強い建物でなくてはなりません。この点も考慮し、建設をしていかなければならないと思っております。これについても、考え方があればお伺いをしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

淵上議員さん御指摘のように、今年の5月24日、文部科学省はおっしゃるとおり、施設整備に関する基本方針・基本計画の一部を改正しております。当然今年の3月に改正をされた地震対策特別措置法で、その中で耐震化事業に対する国庫補助事業のかさ上げ措置が、28年3月31日まで、平成27年度末まで延長されたということを踏まえて、27年(2015年)度末まで、できるだけ早い時期に耐震化を完了させる目標が明記されたわけでございます。

現行では、重点的かつ計画的に推進することが必要という抽象的な表現になっておりますが、これが明記をされたというところで、本町が計画をどうするかという御質問の内容と思っておりますけど、まず耐震化に当たりましては、さきの大震災を踏まえて、建物自体だけではなくて、天井材や外装材の耐震化を対象とすることや、学校は、おっしゃったように、災害発生時の避難場所としての役割を果たすということから、貯水槽、自家発電装置など防災機能の強化、また施設の老朽化対策の推進なども事業対象として、そこには盛り込まれているという実情でございます。

本町では、平成21年度・22年度、2年間にかけて、国の臨時交付金等の有利な財政支援を、またとない機会というふうにとらえて、実際には、平生小学校の普通教室棟の建てかえ、平生中学校の体育館の耐震補強という形で工事をさせていただきました。そういう形で、おっしゃいましたように耐震化率が57.1%というところまで上がってきたわけではございますが、全国に比べるとまだまだかなり低い状況でございます。山口県が低い、またその中でも低いというこういった事実については、否めないものでございます。本年度、引き続きそういう形で耐震化事業ができればというふうに考えておりましたが、予算的には、計上をいたしておりません。今後の耐震化の推進については、優先順位等々諸般の状況の推移を見ながら検討をしていきたいという状況でございます。

先ほど地震対策特別措置法の改正で、補助事業のかさ上げ措置の延長というお話をさせていただきましたが、これについては、Is値が0.3未満が対象ということでございます。本町の耐震が必要な校舎、残る校舎につきましては、0.3以上の数値が診断結果が出ておりますので、この恩恵を受けることはございません。また、補助単価等につきましても、平成21年度、平生小・平生中の工事については、実勢価格で国が補助金の計算をしてくれましたけど、現状におきましては、実勢価格ではなくて規定の補助単価というところでございますから、当然工事を進めるということになれば、町の負担がさきの21年度・22年度の事業と比べては、逆転すると、国と町の財政負担の割合が逆転するというような状況になってくるというのが実態でございます。

しかしながら、国の補助を受けるためには、23年度から27年度までの、第四次5カ年計画の俎上に上げておく必要があります。やはり準備をしておかなければ、国の補助制度があってもそれに乗れないという状況がございますし、21年度、22年度において、国の財政支援が受けられたというのも、それまでの準備が十分にできておったというところから、本当、県下でも類のない事

業ができたという状況でございますので、この第四次5カ年計画につきましては、当然町として学校施設の耐震化を図る上で、27年度末までには完了させるという計画は持っております。また県のほうにもそういった形で報告はしております。

しかし、予算の裏づけというお話もございましたが、現時点、国のかさ上げ措置があるだけと、しかしそれについては恩恵をこうむらない、また実勢価格ではなくて規定された補助単価ということでございますから、今すぐその補助制度に適用された事業を推進していくというのは、非常に財政的には難しい状況にはあろうかとは思いますが、しかし、いろいろ想定外のことが起きておりますし、また21年度、22年度の国の臨時交付金制度も予定されたものではなくて、国が突然に経済対策として打ち出してきたものでございますから、可能性としては少ないんですけど、やはりそういった財政支援等が出てきたときに、すぐ対応できるように準備だけは整えていきたいというふうに教育委員会としては、考えておるところでございます。

また、水害のお話もございました。当然各学校の立地の標高でございますが、佐賀小学校については22メートルということですから、これについては、学校に子供たちがいる間については問題はなかるうかなというふうにも思います。しかしながら、平生小学校については、標高2.1メートル、ゼロメートル地帯とはいいまして2.1メートル、中学校については7.0メートルということですから、平生小学校の立地条件というものについては、やはり水害ということは想定しておかなければいけないと思っております。

これまでの県の公式見解的な津波の高さというのは、3メートルということでございますから、当然一階については、水害の被害に遭う状況でございます。新校舎については、階高が4メートルでございますから、二階に上がれば6メートルの高さは確保できるということですので、当然高いところというところへの避難というのは、ひとまずは、新校舎、二階であれば、耐震性を持った新しい校舎ですから、まず問題ないとは思っておりますが、今後、ただそれだけでよいのかというのはなく、やはり第二次の避難場所等も考慮した対応を考えていきたいというふうに考えておるところでございます。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） では、再質問をさせていただきます。

今、御答弁をいただきましたが、27年度までに計画を立てていくとこういう答弁をいただきましたが、私が今さっきまで言いましたように、町内の児童・生徒は、教職員を含めれば約1,000人です。この安心・安全を守るのは、絶対に必要なことなんですよね。その辺を考慮に入れて早急な対策を求めたいと思います。

それともう一点、当町では、ゼロメートル地帯に多くの避難場所があるわけなんですよね。小学校とか公民館とかいろいろ避難場所がありますが、その避難場所に水没をした中でどう避難をして

いくのか。避難時に二次災害につながる恐れがあると思うんですよ。この点について、どのように考えておられるのか、またどのように検討をされているのか、お伺いをいたしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） まず、町内各箇所に、公共施設を避難場所として指定をされている中で、やはりおっしゃるように、ゼロメートル地帯というところから、水害・水没ということは想定をしております。ただ、我々としては、議員さんがおっしゃったように、1,000人の教職員と子供たちをどう守っていくかということを中心に考えたときには、やはりいかに情報を正確に伝えて、一刻も早い避難ができるかどうか、それにかかってくるものと思われれます。

ですから、当然、今学校では、危機管理マニュアルというものをっております。火災、地震、いろんな危機を想定したマニュアルでございますけど、これについては、当然見直しをしていかなければならないし、また、これまでは、地震の想定をした避難行動、避難訓練はしておりますものの、津波を想定した訓練までには至っておりません。改めて危機管理マニュアルの改定とともに、津波に対する避難訓練、避難行動をいかに安全にしていくかということ念頭に置いて、これから対応をしていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 公共施設の避難所としての扱いについては、きょうは、後ほどもいろいろ防災対策ということで、議員さんのほうからも質問をいただいておりますが、きょう最初の提案理由のときに申し上げましたように、地域防災計画の、町のこの見直しをしていかなきゃいけないというふうに思っておりますし、その準備に今入っております。

今までの防災計画は、どちらかというと、今もありましたが、大雨洪水だとか、台風だとかのときの避難所という位置づけで、まさに津波を想定をした対応というのが、字面には、確かに防災計画の中に津波というのはあるんですが、まさにこの2メートル、3メートルという、またそれがどうなるか、これもまた今から見直されていくと思うんですが、その辺を想定した避難所のあり方、避難経路をどうしていくか、これは、我々も今から十分検討して、この地域防災計画を見直していくという作業を進めていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） 質問させていただきます。

先日、行われた自治会集会において、ある自治会長が質問をされておりました。訓練において、自分の住む地域からなぜ低いほうに逃げる訓練をするのかということがありました。そういうこともあったわけですから、この避難所のあり方、また避難訓練のあり方、これからもその辺を十分考慮されて計画を立てていただきたいと思います。質問を終わります。

.....

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） それでは、質問させていただきます。

まず、商業振興について3点ほどお伺いいたします。まず一点目に、農業を振興する、漁業を振興するといった第一次産業の振興には、きめ細かい施策がありますし、それなりに効果を上げておりますが、商業については、以前お聞きしたときには、商工会のほうへ取り組んでいただいているという御返事がありました。今現在、景気不景気するとき、商工会だけではなく行政も一丸となって活性化のために取り組むべきだと思いますが、町長は、どうお考えでしょうか。

また2点目に、町の商業企業がなくなると、雇用・財源の確保が難しくなり、町自体の活力がなくなります。町の行政としては、これらをどのように対処しようと考えておられますか。

3点目に、町の中心部にある大型店の空き店舗は、閉店後1年たちますが、どうなっているのでしょうか。また町長は、この現状をどのように考えておられますでしょうか、お伺いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） まず、商業振興についてということで、商業について、商工会だけではなく、町も一体になって取り組んでくれという趣旨だと思います。

確かに今商業については、商業統計調査、これはちょっと古いんですけども、平成19年度、間もなくしたら新しいのが出ると思うんですが、傾向は一緒だと思うんですが、店の数と従業員数、それから商店数158店、従業員が918名ということになっておりますが、これはやっぱり3%から七、八%程度の減少という状況に依然と減少してきていると。ただし、その前に比べますと、商品の販売額については、166億約2,000万円、こういって、これは増加をしているということで、多分にこれは大型店の影響だというふうに我々も受けとめております。

確かに、今、平生の場合は、平成3年がマミー、4年が丸久、9年がロックショッピングタウン、平成20年にはコメリということでそれぞれ店舗が進出をしておるんですが、近隣市町との大規模な店舗が競合しているということで、いろんな影響を受けているのも事実だと思う。中小商店のあり方というものが、その中でも一生懸命頑張っていたいただいている方々もたくさんあるわけですが、中小商工業者の支援もしっかりしていかなきゃいけない。

具体的に、我々としては、やっぱりまずは、商工会が今いろんな経営指導等を含めてやっているわけですから、これをバックアップをしていくと、これはもう常に連携はとりながら、商工会青年部を含めて商工会との連携というのは大事にしていきたいと思っておりますし、中小企業の従業員の場合には、退職金共済の掛金を町も一部負担をさせていただいているというふうなことで、今こういった商業振興についてもまずは、自力が発揮できるように我々がバックアップをしていくように取り組んでいかなければいけないと思っておりますし、昨今では、今商工会とも協議をいたしまして、プレミアム商品券の発行等についても行ってあります。一定の成果が上がっているというふ

うには思っておりますが、今年度も実施をされるというように聞いておりますので、町としてもしっかり協力をして、一体となって取り組みを進めていきたいと思っております。

それは、そのままその2番目の今ありましたように、雇用や財源につながっていくという認識は、我々も一緒に持っておりますから、これは、やっぱりそのことを通じて、雇用と財源に反映をしていくようにということで考えていきたいというふうに思っております。

雇用面では、若干のこの前から、福祉関連の事業者の進出ということで、若干カバーをしていただいておりますけど、やっぱり今あったように商店が活気を持ってやっていただくと、これはもう大事なことです。我々としてもできる支援をしていきたいと思っておりますし、いろんな情報等を含めて、県との連携も大事にしてこれからやっていきたいというふうに考えているところであります。

それから、大型店の空き店舗、メガマートの平生店の後のことだと思います。ちょうどあれが、6月30日に閉店ですから、ちょうど1年になります。その閉じた直後にロックの社長にも来ていただいて、後をどうするんだということで、いろいろ協議もさせてもらいまして、できるだけ早く、後の後継のテナントが入るようにということで、事あるごとに、今までとにかく二、三回は接触をしながら、まだ決まらんかまだ決まらんかということで、今我々からも催促をしている状況ですが、店舗について今協議中と、何せ、あそこは4,500平米近くあるということで、これはちょっと面積的には、かなり広いんですね。だから相当やっぱりある程度の規模の店でないとなかなか埋まらないというようなことで、なかなかその辺が今非常に困っているんだという話はしてありました。

当然、今も県の話をしました。商工労働部等にもこの前からいろいろ連携をとって、ぜひ協力をしてほしいということで要請を今いたしております。向こうも今一生懸命動いておるんだということで報告をいただいておりますので、しばらく我々もその動向を待ちたいと思っておりますが、しっかり情報を収集をしながら対応していきたい。また我々のほうから、こういうあれはどうかというのがあれば、また提案もしていきたいというふうに思っておりますので、もう少し状況を見ていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） 大型店については、平生町の中心部でもありますし、あそこが電気消えていますと、あそこの子供たちのたまり場というような状況で環境にもよくないと思えますし、町としても活性化がないというのは、もうよそから来られた方も一目わかるような状況になっております。

また、町内の企業誘致は、なかなか企業の経済難、グローバル化、水の問題等で難しい現状です。それならば、今現在ある企業に対して、町として密接のある関係を保つことが必要ですが、町長は企業に対してどのように接しておられますか。企業がなくなってからでは町の活性化もありません。

定期的にでも企業訪問をし、企業の活性化に協力していく体制をつくるべきだと思います。いかがでしょうか、町長、お考えでしょうか。お聞きいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 企業ということで、商店ではなしに、町内に工場を持っておられる企業の皆さんとは、定期的に工友会という会がございますので、そこでいろんな情報交換、それから意思の相互の疎通を図りながら、できるだけ皆さんの企業活動が円滑に展開できるように、町としてできる支援はしながら、具体的には個々の話も十分相談に乗りながら、現実にもこの近隣でもそうですが、町としてできる支援をして、今そのことがうまく回転をさせている例もございますので、これからもそうした連携を大事にして取り組んでいきたいと思っております。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） 連携があることはいいと思うのですが、先日もある企業の閉店において 閉鎖において、ファクスで届いたというお話を聞きましたけど、これもやはり企業との関連が薄かったのではないかなという気がいたしますので、ぜひもう少し企業に目を向けていただきたいと思います。以上です。

次の質問をよろしいですか。次の2番目の質問に入らせていただきます。2番目に、地球温暖化対策について、お伺いいたします。地球温暖化対策は、地球全体で取り組むべき問題であり、一自治体の取り上げる課題ではないかもしれませんが、町民の一人一人が環境問題を意識的に考えることによって、排出量はかなり抑制されると思います。地球温暖化の原因は、石油などの化石燃料の消費や土地の開発といった人間の活動による温室効果ガスです。また温暖化がもたらす生態系の変化、気象の変化、食料生産の減少などの影響が、人類の生存基盤そのものを数世代にわたり壊しかねないと言われております。

地球温暖化の主因となっている二酸化炭素排出量の抑制を目指すために環境家計簿を作成、一般の家計簿は家計の収支を記録するものですが、環境家計簿は、家庭生活が与える環境への負荷を計算し記録するものです。この取り組みを通して、消費者一人一人が、みずからの日常生活と環境とがどのようにかかわっているのかを知り、自分の生活に伴って生じる環境への負荷を減らし、環境に優しいライフスタイルを実行していくことが目的です。町民にこの環境家計簿を作成し配布してはとありますが、町長は、いかがお考えでしょうか。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。午前10時15分から再開いたします。

午前9時59分休憩

.....
午前10時15分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 地球温暖化対策の中で、二酸化炭素の排出量の抑制に向けて環境家計簿を使ってはどうかとこういうことで 家計簿を作成し町民に配布する考えはないか、こういうこと
でございます。

温暖化対策につきましては、御指摘のように、今温室効果ガスが年々ふえているというようなこと
で、何とかこれを削減していかなきゃいけないと、将来を見据えて着実に取り組んでいかなければ
いけない課題だという認識は一緒だと思っております。町としても、今、地球温暖化対策地域協
議会、これを設置をいたしております、この温暖化対策についての取り組みを庁舎はもちろんで
ありますが、住民の皆さんのいろんな取り組みについても支援をしていこうとこういうことで今取
組みをさせていただいております。

とりわけ、環境衛生推進協議会の皆さんが、かなりこの前からいろんなこの温暖化対策について
は、意識の啓発を含めて地域で地道に取り組んでいただいております。特に緑のカーテンも苗をず
っと無料で配布をしてやっていただいておりますし、町としてもいろんなそうした、あるいはまた
エコカップの運動も取り組んで今おられます。そういう取り組みをしっかりと支援をしていこうと
いうことで、町としても、今御承知のように、太陽光の支援をしたり助成をしたり、あるいはまた
防犯灯なんかはLEDに変えていくようにということで、自治会の支援をしたり、町としても住民
の取り組みについては支援をしていこうということで取り組んでおります。

一つ的手段として環境家計簿を活用していこうという、以前も消費者団体、あるいは環推 今
申しあげました環境衛生推進協議会ですが、においても、一度以前に話題になったことがあるよう
に聞いております。したがって、その後の状況を十分把握をしておりますけれども、改めて地球
温暖化対策協議会、あるいは環境衛生推進協議会の皆さんにも、少しこの問題を投げかけてみて、
意識的にこういう取り組みがやっぱり積み上げていけば、結果的には、大きなエコ対策になってい
くわけですから、そういうことも含めて少し投げかけていってみたいなというふうに思っておりま
す。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） いろいろ環境問題について支援はされておられるようですが、
一人一人の心がけというのが大切だと思いますし、今、本当に気象の変化でいろんな災害が起きて
おります。この環境家計簿というの、ほかの自治体で実際行っておられて、成果を上げておられ
る町もありますので、ぜひこれに取り組んでいただきたらと思います。以上で質問を終わります。

.....

議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（1番 松本 武士君） それでは、通告書に従って質問をさせていただきます。

一つ目の福島原発事故後の上関原発に対する対応について、3つほど質問させていただきます。

まず、町長は、福島原発事故が起き、エネルギー政策が大きく変わろうとしている中で、上関原発建設に対し、基本的にどのように対応されていくのかをお聞かせください。

また、今後の上関原発建設計画の進め方について、町民の方がかなり不安に思っていると思われます。中国電力の方に納得できるよう説明していただかなければいけないと私は考えておるのですが、町長のお考えは、いかがでしょうか。

次に、原子力事故の防災対策重点地域（EPZ）ですが、現在、国はEPZを10キロ圏内としていますが、福島原発事故では、20キロ圏内は相当な被害を受けております。平生町は、上関原発予定地から20キロ圏内にあります。国のほうにEPZの範囲を20キロ圏内に拡大していただくよう要望しなければならないと考えておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

また、上関原発のような新規原発立地については、立地市町村だけでなく、大きな被害を受ける可能性のある周辺自治体と住民の合意が必要な制度に改正するように求めなければ、住民の方々は新規原発建設に納得されないと考えております。これらのことについて、町長のお考えをお聞かせください。

また、電源立地地域対策交付金ですが、その後、電源立地地域対策交付金は、どのような予定になっておりますでしょうか。震災後で支給される見通しがありますでしょうか。以上、3点についてよろしく申し上げます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 福島原発事故に関連をして、上関原発に対する町長の考え方、対応についてということで、御質問をいただきました。

今、先ほど渚上議員にもお答えをさせていただきました。重複するかもしれませんが、町長として町民の生命・財産に責任を持つ、これは私に課せられた第一義の責任だというふうに思っておりますし、皆さんが不安を抱かれていることについても十分受けとめております。

ただ一方で、この原子力のあり方、国のエネルギー政策、これについて、先ほど言いましたように、国の政策決定、意思決定が優先をするという状況にあるわけでありますから、今我々とすれば、国のほうも先ほどありましたようにエネルギー政策を見直していくということで、事故の検証も始まっておるとい状況でありますから、こうした政策が基本的にどうなっていくのか、あるいはまた、その中で原子力がどう位置づけられて、その防災指針がどういうふうになっていくのか、そこをしっかりと我々も見きわめていきたいと、注視をしていきたいというふうに思っております。それらを踏まえた上で、県の考え方なり、あるいは地元・上関町の意向、事業者の考え方、動向等を十分見きわめて対応していきたいというふうに思っております。事態をしっかりと冷静に見きわめながら、町の対応方針を決定をしていきたいというふうに思います。

また、中電のほうの社長に説明を求めたらどうかとこういうことでございます。今までも折に触れて、中国電力にはいろんな情報提供を求めてきておりますし、議会におかれましては、いろんな研修会を開催をしていただいて、中電から説明を求められておられておりますし、そこに我々執行部も一緒に参加をさせていただいたりというようなことで、今までの対応は、しっかりさせてもらってきたというふうに思っておりますし、これから今、中電そのものにしてみれば、今、準備工事については中断をしておるわけでありまして。上関については、したがって、今我々が直接事業者から説明を受ける、そういう時期ではないというふうに私は今思っております。現時点は、そういうふうな認識を持っているということをお願いしておきたいと思っております。

それから、E P Zの件でございます。防災対策を重点的に充実すべきこの地域の範囲ということで、御指摘のように、この県の場合も国の指針に基づいて、県の場合も10キロ圏域を目安にということで決めておるようでございますけれども、今回の福島をひいて、平生町も全部20キロ圏域に入るじゃないか、こういうことで今御指摘をいただいたんだというふうに思っております。

既に原発が稼働しているところは、これはE P Zの範囲を広げてくれとか、いろんなそれぞれ要望決議がされたりというような動向がありますが、国においても、この今回の事故を踏まえて、この範囲を見直す必要があるということをお願いしているようでありまして、国のこの方針等を見きわめていきたいと思うし、またその中身については、必要があれば、町としても申し上げていきたいというふうに思っております。

それから、周辺市町もということで、建設決定権ということでございます。一つは、いわゆる周辺の町の意向・意見、こういうものをどう踏まえてやるかということだろうというふうに思います。

今回の今の上関の原子力につきましては、今まで県において、平成13年の4月に、関係する、当時はここ2市5町でありましたが、2市5町のそれぞれ周辺市町の意見集約が行われております。そこで平生町としての意見も申し上げさせていただいたという経緯があるわけでございますけれども、そういった意味から、周辺市町が個別にということではなしに、むしろ県がどう判断をしていくのかということが、やっぱり一つの大きな焦点になるんだろうというふうに思いますし、今この上関の計画そのものがどう位置づけられていくのか、今後のこの国のエネルギー政策の中で、そこら辺は少し見きわめた上で、我々としてもこの問題については、そう簡単に結論を出すということにはならないだろうというふうに思いますので、もう少し状況を見きわめていきたいというふうに思っております。

それから、交付金でございますが、御承知のように、2月24日に県が配分総額86億円、2市3町、配分額を決定をし、公表をして関係市町村に通知があったところであります。その後、東日本大震災ということで、福島原発の事故が発生をしております、収拾のまだ依然として見通しが立っていない、こういう状況であります。

国において、先ほどから言っておりますように、エネルギー政策全般について見直すというふう
に言っておりますし、これからそれがどうなっていくのか、このエネルギー政策の一環としてこの
交付金が位置づけられているわけでありますから、当然交付金制度自体がどうなっていくのかと、
白紙の状況にあるというふうを考えております。

この交付金は、立地自治体、立地をされる自治体は、直接国から行きますが 交付されますが、
周辺の自治体は、県を通じて配分をされるということになっておりますので、平生町は、県へ交付
申請をして、県を経由して国に進達をされるという状況になってくるわけでありまして、県におい
ては、これは報道でありますけれども、知事が交付金制度をどうするかを確認しない これは国
に確認しなければいけないが、事故対応に追われて検討していないと思うと、国のほうがですね、
交付手続を進める状況にはないというふうに県のほうは言われたというふうに報道をされておしま
す。こういふことで、当面2市3町から県が申請を受けて、これを取りまとめる状況にはないとい
うふうを考えております。

議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（1番 松本 武士君） 御答弁ありがとうございました。

国や県の方針の状況を注視したいということなので、注視されるのは注視させていただきたいと
思うんですが、もし上関原発が建ちましたら、一番被害を受けるのはその周辺の住民だと思うので、
必ず事故が起きない原発、できれば危険な発電はやめてほしいというのを何とか私は考えておるん
ですが、できれば、どうしても建てるようにということになりましたら、平生町の方々が納得でき
るような住民投票やそのようなことを実施されてもいいのではないかと私は考えております。

次に、2番目の質問事項に移らせていただきます。自然エネルギー推進・省エネについてです
が、二つほど質問をさせていただきます。二井関成知事が、県知事が、メガソーラーの建設を進め
るため、自然エネルギー協議会に参加される意向を示されましたが、設置候補地について、具体的
なものはない、参加した後を考えたいとおっしゃられているので、平生町の阿多田地区への設置を
提案してはいかがでしょうか。また、元ゴルフ場予定地や遊休農地では可能でしょうか。

次に、企業が省エネ対策として、夏場の7月から9月、日曜勤務の実施を予定しているよう
ですが、それに伴い平生町にて日曜保育の必要性が生じていないのでしょうか。また夏場の省エネ対策
として、平生町では何か特別に取り組まれる予定はありますでしょうか。以上、2点、よろしくお
願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 自然エネルギーを推進する省エネの立場から、大きく二つ、2点、御質問
をいただきました。

1点目は、メガソーラーについて、県としてもこの前の自然エネルギー協議会に参加の意向を示

されているということで、平生町の阿多田にどうかという御提案をいただきましてありがとうございます。阿多田の経緯につきましては、御承知のように、いろんな歴史的な経緯を踏まえて、あの土地、膨大な土地であります。何とか地域の活性化に資するようということで、国有地でありましたので、一部の払い下げを受けて、町において公園の整備、コミュニティの整備等々やってまいりましたし、県においても臨港道路の整備など今日まで協力をいただいていたところでございます。

ただ、この全体の開発ということになると、町では、現実的にはなかなか厳しい財政状況もこれありということで、厳しい。いろいろ議会の皆さんとも相談をして、結果的には、国において、この土地の売却手続き等についてはお願いをするということで、一定の結論に達しているところであります。

ただ、地域の活性化や住民福祉の向上につながるようにと、町ともしっかりそこは連携をとってやっていきたいというふうに思っておりますし、この阿多田の件につきましても、私は、県のほうには、機会あるごとに、ここの有効活用、いい活用方法があれば、ぜひ県としても協力をしてほしいということを常々申し上げておりますし、特に去年は、あそこで県の総合防災訓練を実施をいたしました。知事もみずからそこへ来て現地を見ておりますので、十分認識は、県のほうは持っているというふうに思っておりますし、これからまた協議会に参加をして、今から具体的に県のほうも考えるということですから、この辺については、県も十分認識をされているんじゃないかというふうに思っております。

それから、旧ゴルフ場の跡地でございますが、これも結構広さはあるんですが、御承知のように、今は雑木が繁茂している状況であります。保安林とか、危険ため池とか、いろんな形状ではいろんな起伏があったりして、これを一たんやるとすれば、さら地にしなきゃいけないというようなことで、大変なこれは造成するにも、大きな事業になってくるというふうに思っておりますし、かなり御承知のように、虫食い状況になっているということもあまして、これがその適地かどうかということになると、なかなかこれは判断を要するんじゃないかというふうに思っております。

また、遊休地のお話もございましたけれども、農地の場合は、やっぱり相当これは大きな面積が要るわけありますから、メガソーラーですから、かなりクリアしなきゃいけない条件が、農地法とか出てくるはずであります。農業振興との兼ね合いをどうしていくのかと、これはやっぱり研究をしてみなきゃいけないだろうというふうに思っております。

いずれにしても、この自然エネルギー重視の流れという中で、メガソーラー、みんなが英知を結集をして、これからこういった太陽光発電、町とすれば、今太陽光発電の普及に取り組みを進めておりますので、そういったできるところから対応させていただきたいというふうに思っております。

次の企業の省エネ対策の一環として、日曜勤務で日曜保育はどうかということであります。既に報道があったように、県内では、防府のマツダが、これは日本自動車工業会、自動車メーカーは、

皆、省エネということにありまして、土・日に稼働させて、代替として木曜・金曜、休業するというような方針のようであります。したがって、土・日に保育の必要が出てくるということで、防府の場合は実施をされるようでございます。

町内で、じゃあそういうあれを対応をされているのかということで、町内企業等についても調査をさせていただきました。今のところ、休日の操業、就業時間の変更等は、今のところ把握をいたしておりません。

そして、保育所、それから放課後の児童クラブの利用者からの休日保育等の今要望とか相談というのは、現在のところ来ていないということでございますので、日曜保育については、今のところ予定をしていないということでございます。

それから、町としての省エネ対策、夏場の省エネ対策として平生町の取り組み、町としては、今日まで、町内では、エコオフィス実行計画というのをつくっております、このエアコンを温度調整をしながら、あるいはまた、フィルターを小まめに掃除をするというのから始まって、ずっと電気の消灯の問題までいろんな取り組みを行っております。

それから、町としての空調、照明器具の省エネ機器、緑のカーテンの設置、ノーマイカーデー、ノー残業デー、太陽光発電の推進等々、あるいはまた、今年度から、さっきも言いましたが、LEDの助成についても取り組みをしておりますし、公共施設への太陽光の導入というようなことで取り組みをさせていただいております。

だから、特に夏場だけという意識、クールビズなんかそうなんですありますが、夏場だけという意識というよりも、むしろ四季を通じて、この省エネというのはしっかりやっていかなきゃいけない課題だし、広く言えば、我々のライフスタイルそのものまで問われるというそういう意識が必要なんだろうと思います。環境に優しいまちづくりを進めるために、引き続いてそうした省エネについても取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（1番 松本 武士君） 阿多田地区について、メガソーラーについて御検討をいただくということでありがとうございます。もし阿多田地区でメガソーラーを設置されるという運びになりましたら、平生町の中にある平生町民の方々にも何か関係するような仕組みというか、パネル一枚ぐらいのお金を町民一人一人に出してもらって、みんなでつくろうメガソーラーみたいな感じで、そういう自然エネルギーをみんなで推進していくんだという運動みたいなのができれば、みんな自分の家庭に太陽電池、太陽光発電装置をつけるというのは、かなりの負担ですので、そういう形で家につけられない方も、そういう大規模なところに少しずつでも参加しているという形もありかなと私は考えておりますので、もしそういうメガソーラーを設置されるという運びになったら、そういう形でやられると、町民の方々もそういうメガソーラーについて愛着を持っている、自分の町にあ

る自分たちでつくったものだという愛着が沸くのではないかなと私は考えておりますので、もしそれもできれば御検討をいただきたいと思います。以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 貴重な御意見をありがとうございました。

.....
議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 今回、5点の質問通告をいたしまして、一つずつやってまいります。

まず一つは、防災計画の見直しについてです。これだけのことが起きてきたわけですから、当然いろんなことが進んでおりますし、大急ぎでやれとも言いません。今の取り組みの状況、それから今後の考え方については、今まで先ほどの質問でも、地域防災計画について触れられたようですから、答えられるのはどなたの質問でもいいですから、準備もしておられると思いますが、どういうふうな取り組みをしておられるのか、お考え、それから考え方をお伺いしておきたいと思います。

もう一つ、今度の災害で一番大事なことは、計画を立てるに当たって、やっぱり地球の歴史を知ることだと思うんです。私たちは、この今地球の上に住んでいますけど、実際には、ヒマラヤ山脈も地球のその動きの中で出てきたものですから、いろんなそのことが地球上で起きてきていると思うんですよね。だから例えば人類が住み着いてからも、いろいろ今回の地震が、原発事故が起きてからやっと表に出てきたんですが、いろんな調査が進んできております。その点でも私は、この平生町が干拓をしてできた町です。こういう特性から、長い歴史の中でどういうぐあいにやってきたのか、災害対策を防災計画をつくる上には、大切な視点だと思いますが、この点についてどうしてお考えをしておられるか、お伺いしておきたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 防災計画についての見直しについて基本的な考え方でございますが、平生町の今ある地域防災計画につきましては、平成11年に改定をいたしております。それは、阪神・淡路大震災を踏まえ、そしてまた、その後の山口県の防災会議において見直された防災計画、この辺の県の被害想定調査をもとにして策定をされた、そうした調査報告、こういうものをもとにして平成11年に改定をいたしております。

しかし、今、今回のこうした大震災、あるいはまた、国も今見直しに入っていると。そしてまた、県も防災会議で今、独自にこの対応しておると。特に県の場合は、去年・おととしと、防府、それから山陽小野田等での土砂災害等を踏まえて見直したいというようなことで、国や県やそういったもう全体が見直し動向に入っておるといふこともありますし、町としても確かにこういうゼロメー

ター、先ほどから出ておりますように、ゼロメートル地帯であります、洪水だとか台風だとかそういうものを前提に今までの災害対策というのが組み立てられておまして、特に地震もありませんが、それに伴う津波の話等についてはなかなか十分な対応が、避難の中にはあるけれども、じゃあそういった避難訓練をやったのかと言われるれば、やっていないというような状況。

それから、先ほども教育長のほうからもありましたように、管理マニュアル等もありますが、その中でも津波を想定した対応はとれていないというような状況ですから、もろもろのそういう状況を踏まえて、この見直しの今時期にあるし、その準備に入っているということでございまして、しっかりこれは、どんどんやっぱり状況が変わりますから、しっかりそこら辺は、その分析をやって体制と、それから県との連絡体制やら含めて、しっかりしたものをつくり上げていきたいというふうに考えているところであります。

それから、地球の歴史、大きく言えばそうですし、それから地域の歴史、こういうものをしっかり踏まえて対策をとるべきだということでもあります。先ほども言いましたように、今、平生町の大前提になっているのが、言いました県のそういう被害想定をもとにして組み立てておるという状況でして、県もそうですし、もう一回、そういった歴史を振り返っていこうと。ましてや中央のほうも、どうも聞いてみたら、昔の貞観津波ですか、そこら辺までさかのぼって、もう869年というんですから、もう1000年以上前ですが、その辺の堆積物があったので注意をしとったんだけど、なかなかそれが反映されていないというようなことで、大変残念なことだったということの反省に立って、少しそこら辺の歴史的な経緯も見直していこうというような動きがあるようでございます。

今、おっしゃったように、歴史は、やっぱり大事でありますし、しっかりそれを踏まえて、ある意味じゃ一つのデータとして生かしていくというのは、これは、大事なことだろうというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 防災計画の取り組みですが、国がやること、県がやること、町がやること、3つあると思うんですよね。だから、いわゆる国の基準が一つ要る、県の方針も要る、でも平生町という地形を研究をして、それにあった対策を進めるというのも平生町の計画なんですよ。そういう点では、町としてそういう今までの計画をどこを見直すかと、津波の対策は、今先ほども今も言われましたから。じゃあどの程度の津波がこれからその予想して、どういうものをしてらいいのとか、いろんなことがあると思うんです。例えば津波が来れば、海岸線がいかれるだろうと、もう3メートルといえば、多分大井川水系が一番いかれるでしょうね、今の対策でしたらね。そうすると、小学校も浸かるんじゃないかとかいう話が出てくると思う。だからいろんな想定は考えられると思いますから、平生町として考えられる想定をして、計画を町の頭でつくっていく

ことが大切になってくると思いますので、この点を主力に置いてほしいと思います。

それともう一つ、今回やっぱり一番思うのは、私の立場で言えば、年寄りがたくさん亡くなっていると、結局やっぱり災害のときには、弱い人間が一番先に死ぬという、そのままの状況なんです。これについては、やっぱりしっかりとした視点を置いて計画をつくっていただきたいという要望をしておきたいと思うんです。

それと、避難先での対策もありますけど、地域の自主防災組織の話が出ました。私は考え方はいいと思うし、どんどん進めてほしいと思うんですが、実際には、今の自治会の状況を見れば、自主防災組織として本当に災害のときに力が発揮できるような、日ごろからの組織として状況にあるのかというところだし、疑問に思うんですよ。いろいろやると、補助金がもらえるというぐらいから、それはそれで動機としていいんですが、特に自治会の単位が大変小さいわけですから、例えば20世帯ぐらいのところには防災組織、それが本当に機能すれば役に立つかもしれませんが、実際には、そういう何ぼの自治会ができたという報告はいいんですが、私はこの地域のその自治会の自主防災組織については、もっと再編成をしていく必要があると思うんですよ。この点についてもちょっと考えを聞いておきたいと思います。

それと、先ほど町長の答弁があったからいいんですが、私は今度の災害を見て、大変びっくりしたので自分も考えたのですが、やっぱり昔、大変な津波が実際には、太平洋沿岸で中心に起きているということなんですよ。ただ東京電力の福島第一原発の地域でも、あの地域に1400、何年代か忘れた、とにかく大変な津波が起きて、実際に地質調査をして古文書を、古文書と地質調査なんですよ、これはわかるのは、いろんな問題提起をしたのに、国元等でも取り上げなかったという、ここは一つの大きなミスだと思うんですよ。

それともう一つ、まだびっくりしたのは、鎌倉に大仏様があるわけですが、あれには、ちゃんと奈良の大仏様のようにお寺が上に建物があつたんです。歴史をその古文書、それからいろんな地質調査をしてみたら、1400年代の津波で流されているんです。大仏様は重いから残ったと。建物が壊れたときに傷跡が大仏様は残っているようです。テレビで見ました。

とすると、やっぱり浜岡は危ないなというぐあいに私は思ったんですが、菅さんがどういう意図であそこをとめられたか知りませんが、それは、あの位置で大仏様の建物が流されていったわけですから、じゃあどの程度の規模の防災計画をつくれればいいのかっていうのも、これから先、私もそれは想定をすることができません。今から国も調査をするでしょうけど。特にやっぱりそういう長い歴史をとる、その古文書と地質調査、これをちゃんとやっぱり県に要請をしてやっていく必要があるんじゃないかという気がするんですよ。この観点をぜひ見続けていってほしいと思いますから、これも要望しておきたいと思うんです。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 要望は、承りました。1点だけ、自主防災組織についてでございます。

今は、とにかくできるだけ全自治会で自主防災組織ができるようにということで、そのことを通じてやっぱり皆さんが、それぞれ「自助・共助・公助」じゃないけれども、共助の精神がお互いに地域で、まず何かがあったときには、地域でお互いに支え合い、助け合っていくんだという、この基本だけは大事にしていきたいということで、まずはつくっていただくと。その今私もそのことは申し上げているんですが、実際にじゃあその自主防災組織が機能していくようにしなきゃいけないと。そのためには、やっぱり避難訓練をやったり、いろんな講習会をやったり、身近にいろんなその取り組めるやつは取り組みをやっていこうということで、いろいろやっていただいているところもありますし、そうでないところもあります。つくっただけというようなところもはっきり言っていないことはない。

したがって、その辺も、今はとにかく全部つくることに取り組み、力を入れておりますが、ある程度一定段階になれば、やっぱりでこぼこがありますから、少し状況を見て考えていく避難の訓練のあり方や、防災意識を高めるためにどうするか。場合によっては、今おっしゃったように、小規模なところについては、もうちょっとこの規模を統合して考えていくのか。いろんなその方法はあると思いますから、十分そこら辺はこれからも考えていきたいと思いますが、今はとにかくできるだけたくさん自治会でつくっていただくように、そのことを今要請をしているという状況であります。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 今回の災害の中でも、地域によっては日ごろから訓練をしておいて、有効だったということもマスコミ等で読んでおります。ですからこの防災組織をつくるのではなくて、やっぱり活動する、こういう点を今後の課題として申し上げておきたいと思います。

次にいきます。町の活性化対策についての質問ですが、先ほど岩本議員のほうから出ましたから、ちょうど重複しますから中身はいいですが。私は、先ほど答弁を聞いて思った。それと途中で一回経済課に問い合わせをしたことがあるんですよ。半年ぐらいになりますかね。何としても暗いイメージでいけんが、町は、何かしよってんかねという話をお伺いしたことがあるんですが、それで町のほうで町長自身も動いて、いろいろ取り組みをしておられるようだという報告を聞きました。

なら、私は今後、これはぜひ考えを聞いてみたい。行政報告を年に4回やられるんですよ。ああいう大きな問題については途中で、また気配りですよ、これ。どういう今、町の顔が暗くなっていると。これについて私はどうしていると、そういった報告は入れて、みんなと情報を共有化じゃないですが、そうすればこういう質問もなくなるんですよ。そういった報告をちゃんと入れる必要が私はあるんじゃないかと思えますから、この点についてだけ御質問します。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） いろんな対応しておりますので、どの辺までどういうふうに判断をして行政報告としてやっていくのか、大事なテーマでもありますから、十分これからもその辺は配慮しながら、テーマを決めていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 行政報告のことで今のことで、やっておれば報告ができるんですよ。だから、それなりの努力ならなかなかそこまではいっていないということになるんですがね。こちらから受けとるほうは、じゃあいろいろ報告を先ほどされましたけど、途中で報告をするような取り組みではなかったのかというように思わざるを得なくなりますので、このところは、今後行政報告をつくる場合は、よく検討をされていく必要があるんじゃないかと思っておりますので、注文をしておきたいと思っております。

3点目、町の環境対策についてという話をしました、目的に出していますが、私は、議会が済むと、次の日から、その次の議会の一般質問のテーマをずっと考えるという習性が長い間の議員活動についておまして、3月にちょうど選挙もありますので、町をうろろしておったんですが、そうすると、放置自転車、放置車両というのは気になりましてメモをしました。町のほうでも、放置の自転車については、対策をとられまして、きれいに3月にされております。やっぱりやられたなという。ところが、車両のほうはそのままのようですが、現在どうなっておりますか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 放置車両の対策についてでございます。放置車両の現在の状況ですが、今、町内でそれぞれ放置車両に対する対応については、所管でそれぞれ対応させていただいておりますけれども、今、町として私のほうでつかんでいるのは、3台というふうに聞いております。それぞれ教育委員会の所管と建設課の所管ということで上がってきておりますので、内容については、それぞれの課のほうから状況について報告をさせていただきたいと思っております。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 教育委員会で管理をしておる土地での放置車両について、お答えをいたしたいと思っております。これは、議員さん、御存じと思いますが、行政協力員会議で、ある自治会長さんからお話が出たケースでございます。昨年4月ということですから、もう1年以上、解決に至っておりませんが、ちょうどスポーツセンターのところのガソリンスタンド裏側に1台駐車したものがございます。そういった御指摘、指摘を受けて、すぐ警察、平生幹部交番と一緒に所有者を調べ、なおかつ所有者宅に行きました。車両の所有者自身は不在、長年にわたって住所は構えているけど、本人はいないというような状況で、家族のものと鋭意交渉はしてはおりますが、今もってその車両の移動、撤去ということには至っておりません。今後引き続き所有者とお話ができなければ、家族に対して移動を求めていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 安村建設課長。

建設課長（安村 和之君） 失礼します。建設課で所管している施設にあります放置車両につきましては、ポートパークに1台、佐賀の尾土路住宅に1台ございます。ポートパークにつきましては、平成19年9月ごろから時々見受けられましたが、その間、出入りがございまして、最終的に放置状態になったのが昨年あたりではないかと思っております。

この間、19年に最初に見かけたときには、ナンバーがついておりましたので、所有者を検査局のほうで調べまして、所有者を特定できました。それで、すぐさま電話を入れたわけですが、本人はおらず行方不明ということで、家族の方にそういう状況をお話をしました。そうするうちに、どういいますか、移動をされておりました。

それで、最近ここ2年ぐらい前から、特にまた見るようになりましたが、このときまたそういう状況でございましたので、再度電話を入れましたが、このときには、既に車両は廃棄した、名義も変更しておるといようなことでございましたので、そのときは父親さんが対応されたわけなんです。どういいますか、一切うちと関係ない、電話をされたら迷惑だといようなことでございました。このことを踏まえまして、県土木のほうにも、施設の監理者でございますので、県土木のほうに現在、協議相談をいたしまして、結果を待っている状況でございます。

それと、尾土路住宅につきましては、軽バンがございまして、これについては、もう完全な廃車状態でございます。調査をいたしますと、近くの入居者といいますか、住宅の入居者が倉庫がわりに利用されておったということが判明いたしましたので、このことにつきましては、入居者に対して移動してくれというお伝えはいたしておりますし、御本人からも了解をいただいております。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 私が確認した3台、そのままです。お話をしましたから、ちょうど話が合うたのか、確認をしちよってのか、知りませんが。

それで、あんまりそれは言いませんけど、二つ問題点がある。一つは、あそこへ以前からあって、行政協力員会議で指摘をされていると、それがもう1年以上前と。それと、その後の報告をされるかなと思ったら、それもないようでした。（30ページに訂正発言あり）やっぱりこれは、対応も進んでいるのかわからないという、一つのやっぱり行政に対する不満の一つのもとになるんじゃないかと思えますから、ちゃんとした対策をしてほしいと。後の車についてもそうなんですけど、特に指摘をされた車ですから、これは要望しておきます。

それともう一つ、なぜ私はこの質問を取り上げたかという、役場の職員の皆さんは、町内から出勤してくる方がかなり一番多いし、また町内で毎日仕事をしている。そうすると、何か異常なことがあったら、どうしてだろうか、どうかせにやいけんのだろうかという問題意識を常に持つ必要

が私はあると思うんですね。

例えば、ポートパークの車でも、草も生えてああいう状況ですが、あそこは前を通過して、なしてあの車はあそこにあるのだろうか。どうかせにゃいけんのじゃないかと、こういうぐあいはどうして思われないんだろうかというのを私は思うんですよ。だから、常にやっぱり役場の職員の仕事をする上での心構えという点で、私はこの問題を今回通告をいたしました。指摘されたら早く対応をする、それから常日ごろからいろんなことを気をつけると。

例えば、これは、すぐ早く対応していただきましたけど、中央通りの桁の木が63本枯れたんです。それでお話をしまして、全部伐採をしていただきました。何か通っておかしいことがあるんじゃないかという問題意識をもっと持っていく必要が、仕事の中、全体に必要なのではないかと思うんです。この点について、町長、お考えを聞いておきたいと思います。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。午前11時20分再開といたします。

午前11時05分休憩

.....
午前11時20分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 放置車両の対策に関連をして、町の職員の心構えについての御指摘をいただきました。御指摘のことは、ごもっともだと思いますし、問題意識を持ってやる。役場の職員も仕事の場合は役場だけではないんですから、そういう意味では、事あるごとにまた十分私のほうからも、指摘をして対応するように指示をしていきたいというふうに思っております。

また、もう一つは、やっぱり環境パトロールというのを今やっていますから、この辺も十分注意をしながら対応するように、よくまた指示をしておきたいと思っております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 先ほどの私の発言の中で、「放置車両について請求を受けて報告をしていない」という表現をいたしました。秋の行政協力員会議では報告をされたようで、私の記憶が間違っていましたので、その点は訂正をしますが、この春にはなかったのは确实ですし、現在も車があるのも确实ですから、その点は十分私も陳謝いたしますが、考慮して取り組んでいただきたいと思います。

それでは次、この3月からこの5月にかけて、いろんなものが町民への情報提供として配布をされました。一番新しいのは、この男女共同参画プランの概要版というのを先般、全戸に参りまして、これを読んでみまして、これは何が書いてあるんじゃないかという一つの疑問を思ったんですね。これが本文です。こっちがその概要版。その前には、この総合計画の本文と概要版が配られました。

もう一つあるんですよ。地域福祉計画の全体と概要版。これは全体じゃなくて、行政協力員会議だけに配られたんです。配られたと思うんですが、とにかくこの概要版を読んだら理解ができないというのが私の感想なんです、町長、どんな感想を持っておられますか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 概要版につきましては、要点をまとめて、少しでも住民の皆さんに関心を持ってもらって、この内容に興味を持っていただくようにということで概要をまとめさせていただいて、本編だと、やっぱりなかなか読みこなしていくのは大変でございますから、できるだけ住民の皆さんにも、概略、この読んでいただけるようにと、中身についても知っていただけるように。さらに詳細については、いろんなまた総合計画等につきましても、今広報でそれぞれまたテーマ別に報告をさせていただいたりというようなことで、あくまでもそういう概略をつかんでこういう計画だということを知ってもらおうということで、やっている中身だというふうに受けとめております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） それは、概略版を配ろうという意図の説明であって、これで住民の皆さんが情報提供を受けて理解できるかどうかというのは別問題なんですよね。この男女共同参画社会。私は、読んで多分理解をいただけないと思うから、どうかという質問をしたんですけど。

それから、情報提供自身は、私は悪くないと思うんですが、もっと情報提供をするんなら、理解をしてもらえるようなものを配らないと、配ったから終わりというんじゃないかと思うんですよ。大変なこの予算もかけてですよ。そうすると、概略版自身にいろんな無理があるんじゃないかという発想も要ると思うんですよ。じゃどうするかと。少なくともこの3つを読んだ限りでは、もうとにかく地域福祉計画なんか、もう途中で頭が痛くなる感じ、何が何かわからんから、そんな感じをしたんですけどね。せっかつくって、どうしてその皆さんに理解ができないものを配られるんですか。そのことを聞いているんですよ。町長、これで十分、本文をつくっておられるから、私は理解していると言われるかもしれませんが、全然関係ない人が見たら、本当に理解ができるのか私は疑問に思うんですがね。このことについてお伺いしたんであって、概略版を発行したことについてお伺いしたんじゃないですよ。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 私は出したほうでございますから、当然皆さんに御理解をいただけるものという前提で出させていただきました。内容について、ここは理解できんじゃないかと、個別に指摘をいただければ、それぞれお答えをさせていただきますけれども、一応それで理解をできるだけしていただくようにということで、その一助としてこの概要版を出しているという、ぜひ皆さんにも関心を持ってもらいたいということで出させていただきます。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） ここでまた一つ見えてくることがあるんですよ。この3つを見ていたら。ちょうど皮肉なことに、参考に申しますが、この男女共同参画プランと、これは多分自殺防止のチラシなんですよ、自殺防止。一緒に来ました。全戸配布で。これは大変よくわかるんですよ、これ。大変よく。これはもう、随分、よく理解できるなあと。これぐらいになったら、それはそのうれしいんですが、これは一つのテーマだけですからね、でも書きようがやっぱりあると思うんですよ、内容。じゃあ個別にというのなら読んでみてもいいんですけどよ。やっぱりやめましようか。

それで、これは大変よくわかります。これでも一つ不満があるのは、やっぱり配るときには、情報提供をするのを、よく読んで配ってほしいんです。この緊急の連絡先が書いてあるんですよ。この後に、フリーダイヤルが。山口県を見たら、この中にないんですよ。そういう資料を配られているんです。それはそれでいいけど、そういう点も配慮していただきたいということなんですよ。案外、やっぱり情報提供をあなた方は、したしたと思われるけど、住民に理解されにやだめだということをよく念頭に置いて、情報提供をするように改善をしてほしいというのが一つ。

もう一つ、私は地域福祉計画について、町のこの皆さんに知ってもらおう期待をされるという観点から言うと、大変熱心な取り組みをされました。みんな期待をしたと思うんですよ。ところが、これはいわゆる老人福祉 高齢者福祉計画や障害者福祉計画に比べたら下位にある計画なんですよ。ですから、それほどのその重要度が低いんですよ。したがって、本も手作業でつくられたし、概要版もこのぐらいなんですよ。

それで、みんなやっぱり参加をして期待をされておられると思うんですけど、結局、参加された人に、どういうぐあいに情報が返されたかという点では、そこのところはつかんでませんけど、町のその生活活動のあり方として私は順番が違うと思うんです。第四次総合計画をつくることは、わかってたんです。そうすると、町の一番重要な対策として、第四次総合計画をつくるために、日程をどうするか、住民の皆さんは、どう意見を聞くか、ここに集中すべきであったのではないかと。ところが、そのちょっと前に、地域福祉計画で先にやりましたから、こちらに住民の皆さんの関心が行ったんですよ。したがって、総合計画のときには、参加者も悪い、担当職員が大変苦勞するという状況がありました。

だから、こういうことをつくるときには、そのトップのほうでこういうことをせんといけると、重要度からいけば、住民の皆さんの意見を聞くのは、この順番よと、そういう作戦を立てて取り組む必要が私はあったと思うんですよ。したがって、地域福祉計画に参画した人は、私は不満が残っちゃうんじゃないかと思うんです。そういう点を3つのことを見て私は考えたんですが、この点について、2点ほど質問します。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） この概要版そのものが、内容的にわかりやすいようにというのは、これは我々も心して、今からつくるときは、できるだけ住民の立場から見て、わかりやすいようにという配慮をしていかなきゃいけないというふうに思っております。

それから、地域福祉計画につきましては、御指摘のように、ちょうど総合計画策定と、相前後して、住民の座談会をやったり、あるいは総合計画のいろんな皆さんからの御意見を聞く機会を設けたりというような、たまたまそういう形になりましたけれども、流れは、そういう流れで総合計画があって、地域福祉計画があって、そのもとにそれぞれの各障害者基本計画、高齢者基本計画等々が包摂をされていくわけですから、我々とすれば、総合計画とこの地域福祉計画の整合性をしっかりとれるようにと、ここを最大のやっぱり焦点に置いて取り組みを進めさせていただいてまいりました。

そういうことで、御指摘のように、相前後して、こっちに行って言うたんじゃが、どうなっちゃうかというようなふうに思われた方もあるかもしれませんが、これは、もう今からしっかりこの地域福祉計画は、実践をしていかなきゃいけない部分でありますから、福祉分野での総合計画の、いってみれば、一つの方向づけがされておりますから、今からこの中身を実践をしていくということになろうと思います。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 言いたいことがありますから、3回目ですから、後から言います。

もう一点、最後の迅速な事務執行についてです。4年に1回の町議会の選挙が今年ございまして、町議会の立候補の受付の時間、これが大変長くかかりまして、私は大体自分で出席するようにして、長い間、選挙はやってきましたが、今回びっくりしまして、このことについて、選挙管理委員会はどのようにお考えをしておられるか。見解について考えをお伺いをしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 吉賀選挙管理委員会事務局長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） 今の御質問でございますが、まず状況から御報告をさせていただきたいと思います。

さきの町議選では、14名の方が立候補の届け出をされまして、その大部分の方が、受付時間でございます8時半前に来庁されたところでございます。そういったことで、くじで受付順を決めさせていただきました。その後、順次受付をいたしまして、最後の方の受付が終了いたしましたのが9時9分でございます。受付時間前からお待ちいただいた方は、約40分間、お待ちいただいたということになると思います。

立候補の書類の受付事務につきましては、選挙を始めるに当たりまして、これは大変本当大事な手続きでございます。慎重かつ適切な手続きが必要になるということでございます。また同時に、書類の受理が、皆様方、候補者のスタートの関係もございまして、迅速に行うべきということで

承知をいたしております。

本委員会におきましては、4年前の町議選の受付の際に、1時間以上、時間を要しておったという教訓がございまして、それをその教訓のもとに、今回の受付事務については事前に担当者で協議をさせていただきまして、例えば交付物資への氏名の書き込みを候補者の方にお願ひするとか、七つ道具等いろいろ書いていただいたと思いますが、それと、各種証明への候補者名の記載、これについてもこちらの事務局の人員を倍増いたしましたところがございます。そういったことで、時間短縮の対策を講じてきたという状況ではございます。

その結果については、前回に比べまして、かなりの迅速化が図られておるといふふうには思っております。また県や近隣の市町などに比べまして、所要時間は、ちょっといろいろと問い合わせてみましたが、短いといふふうには思っております。ただ、今御指摘のように、今後さらなる迅速化を図りまして、そういった取り組みをしていきたいといふふうには思いますので、ぜひとも御理解をいただけたらと思います。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） いろいろ調査をされて答弁をされました。

まずいろいろな、私は今まで本人として出席をしての感想ですから、それぞれその結果について言い争う気はありませんが、まずいいですか、私は簡単になるとは思っておりません。6人の方が前に並んで、一人ずつ書類を印鑑を押して回されて、久しぶりに見ましたね、ああいう官僚的な事務処理というのを。一人が回ってちゃんと確認したら、次の人がまた見て印鑑を押す。それを6人やられるんですよ。それはびっくりしました。

それと次、必要な書類ですね、必要な書類、選挙の立候補 私なんかは今改善してほしい点は今から挙げるんですよ。立候補の届け出に必要な書類は、立候補届と宣誓書と、それから戸籍ですね。この3つです。あと党派がある人は党派証明書、4つの書類なんですよ。この4つが受付のときの書類なんです。

ところが、今回は、その一つ一つチェックするうちの中に、例えば運動員の報酬の支払いの名簿、それから出納責任者、直ちに届けなさいという文書ですね。それから選挙事務所の設置届、それともう一つは、これもびっくりしたんですが、ポスターのチェックをされるんですよ。ポスターを持っていない方は、後に回されるということもございます。本当にこれだけのいわゆる立候補に必要な書類というのは、その3つか4つなんですよ。どうしてその6人の方が、その一つ一つチェックする必要があるのかと。これがもう一つ。

それから、記入については、過去いろいろあるけど、例えばその表記、街頭演説用の表記、それから船舶や車両の使用、拡声器の使用、それと車上運動員等いわゆる運動員の腕章、こういったものがございまして、大半の場合はみんな候補者が持ち帰って今まで書いているんですよ。別に今回

が迅速にしたわけじゃなくて、私はずっと自分で持って帰って書いた覚えがございますから、しかしそれは別にそれほど迅速にするために改善をしたという点ではないと思います。

それから、いわゆる立候補をするのに事前の審査を時間を日にちを定めてされます。先ほど7人の人が印鑑を押すという書類は事前審査を 6人。ごめんなさい。6人でした。事前審査をした書類を一人ずつ、また印鑑を押されるんですよ。そしたら事前審査は何だったのかという議論になりますよね。

だから、そういう点では、前には、以前には、事前審査をした書類を封筒にしてのりづけにして、このままさっとやりますから、そのとおり持ってきてくださいよと言われてやった年もあるんですよ。それは、随分親切で早いですよ。そうすれば、改善の余地があると思います。

それともう一つ、これは注文ですが、選挙のいわゆる七つ道具の中に、先ほど言いました車上運動員と、いわゆる運動員の腕章がございます。結局あの七つ道具は、業者任せにして、ビニールの袋に入ったのをばさっとうもらうんですが、あの腕章のひもも大変その不便なひもで、結局チェックをされているのかどうか、ひもは通らんでしょ、あのひもは、ほつれて。そういうところも一つずつチェック、いわゆる交付される商品としてチェックをされるのか、されたのかどうかなんですよね。これもやってほしいと思います。

それと、バラの花、全部、バラの花はずっと以前にあったんです。途中なくなっただけです。それで、そのときの説明は、財政上の経費を軽くするためにやめましたという説明がありました。今回復活したんですよ。そういう点でも整合性がない。ですから、一つ結果として言えることは、選挙管理委員会には、マニュアルはあるが、その蓄積やその事務手続き、いわゆる引き継ぎ、こういう点が不足しているのじゃないかということをつくづく感じましたので、この点について答弁をしていただきたいです。

議長（福田 洋明君） 吉賀選挙管理委員会事務局長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） 今の御質問でございますが、当然引き継ぎマニュアルをちゃんと整備いたしまして、今後のそういった対応をしていくというのが基本でございますので、このたびまたチェックをさせていただいて、御指摘の内容については、十分検討をしていきたいというふうに思っておりますし、改善できるものは、迅速に改善するように、こちらも対応をしていきたいと思っております。

今言われたような事前審査等についての、以前専用封筒に入れて、それでもうスピーディにやったとか、審査するものが6人あったとか、これはかなり減員といいますが、人数を少なくしたりそういったこともできますので、この辺は委員会で真摯に検討させていただいて、改善できるものは改善し、マニュアル、また引き継ぎ等については、十分やっていけるような体制で取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願います。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 最後ですから、私のほうから提案をしておきたい。事前審査をしっかりとって、その中で事前審査を受けていない方は、当日、後に回りますよというのはよく説明をしておけば迅速にする。6人も印鑑を押すような行政は、まず改めてほしいんです、それが一つ。

もう一つは、結局時間をとる一番は、もう一つは、いわゆるはがきの差出表と、それから選挙広告の許可証ですね、あれに名前を書くのに時間がかかるんですよ、実際今回一番かかっているのは、たった30分が40分じゃあないですか、倍増したという、今回2人だったでしょう。これを4人にすればまだ半分に減るんです。30分がそこらの間にもっと大量に、例えば立候補をする半分でも準備しておけば、すっといくんですよ。だから、時間がかかったのはその二つなんですよ。

6人チェックしたことと、その差出表と新聞の広告に名前を書いた人数が、この二つを改善していけばずっと早くなりますから、よく引き継いでおいていただきたいと思います。以上です。

.....

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） それでは、通告いたしました結核対策について質問いたします。

かつて国民病として恐れられてきた結核は、集団検診や適切な治療法ができたことで患者数が激減しました。その結果、平成19年3月に結核予防法が廃止されました。その後の対策については、新たに感染症の予防、及び感染症の患者に対する医療に関する法律に位置づけられています。

そうした中、近年問題として上がっているのは、結核が猛威を奮っていた時代に感染し、潜んでいた菌が合併症や体力の低下により発病する高齢者結核患者がふえてきたことです。また若い人の結核患者も減少しているとはいえ、20歳代で毎日4人程度の新患者が登録されています。

平成21年10月の統計によりますと、山口県では、新登録結核患者は、年間256人、死亡者36人となっています。かつては、すべての成人に対して集団検診を行っていました。しかし、罹患率、死亡率の著しい低下によって、住民や医療機関者の関心も経験値も低下しております。現在も年間2万5,000人以上の人が発症する国内の最大の感染症です。町内での患者数や受診率などの現状と、結核に対する取り組みを質問いたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 結核の町内の現状と対策について、今お話がありましたように、昔は、国民病と言われるぐらい本当に結核も多かったんですが、今克服できたというような感じでできておりますので、患者数が激減をしていると。しかし、そうは言っても、現実にはたくさんの方々が罹患をされているという状況でございまして、町内における新規登録者は、資料をこれはいただいてありますが、平成18年から21年までは毎年1人です、平生町。今県で256人、死亡が36というふうに言われましたが、町内では1人、それから死亡はゼロ、これは20、21年ゼロです。そ

れから罹患率の比較でございますが、県が17.6、これは人口10万人に対して。平生町は、7.3ということで、罹患率は低い状況でございます。

ただし、今ありましたように、この医療機関に対しても、いろんな受診の遅れ、診断の遅れで感染が広がったりというケースがありますので、この辺の対策、具体的な取り組み状況については、健康福祉課長のほうから、乳幼児の取り組みとか予防対策とか、65歳以上の検診等々ございますので、健康福祉課長のほうから答弁をさせます。

議長（福田 洋明君） 弘中健康福祉課長。

健康福祉課長（弘中 賢治君） 結核対策の取り組みでございます。先ほど御指摘がありましたように、平成19年に結核予防法が廃止されまして、感染症の予防及び感染者の感染に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法へと統合されてまいりました。

町内の取り組みでございますけど、まず乳幼児につきましては、これは、BCGのワクチンで免疫をつければ、発症することを大幅に減らすことができます。そういうことで、標準的には、生後3カ月から生後6カ月に達するまでに接種することというふうになっております。

22年度の状況でございますけど、これは、生後3カ月から4歳未満の幼児でございますけど、約90%、BCGのほうを受診されております。それから65歳以上の高齢者につきましては、毎年度、定期健康診断として、一定の決められた時期に集団検診の方法で、レントゲン検診車が、町内これは27カ所巡回いたしまして結核検診を実施しております。このあたりのお知らせにつきましては、まず4月に、町内全戸に各種検診のお知らせをチラシを配布いたしております。また6月には、お知らせ版で、再度結核検診のお知らせをいたしているところでございます。

しかしながら、65歳以上の高齢者の方の受診率といえますのは、平生町内では、10%台という、県平均でも20%台というふうに変に低い受診率ということで、このあたりの対策が必要というふうに思っているところでございます。町内の現状につきましては、以上でございます。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 本町における新規登録者患者は、毎年1人で、罹患率も7人台、10万人換算で7人程度と、低いというお答えでした。しかし、低いからといって安心というわけでもありません。65歳以上の受診率は、今10%ぐらいと、県の半分ぐらい、非常に低いということは憂慮されることだと思います。患者数が少ないとはいえ、感染が広がったら大変厄介な病気ですし、最近では薬の効かない菌も出現しております。結核は、昔の病気ではないという正しい認識が必要ですし、最近の特徴としては、高齢者に多い集団感染がふえている、若い人にもふえているということがあります。

検診は、65歳以上が対象になっていきますし、乳幼児のワクチンもこれは90%以上という、やはり子供に対するのは、皆、母親も父親もすごい気にしているところでしょうから、90%の受診

率。でも65歳以上は10%、この開きというのを大いに憂慮すべきと思っております。

すべての年代の人に、病気の特徴や感染対策などの情報提供を今からしていくべきではないかと私は考えております。65歳以上の受診率アップを今からどのように取り組んでいかれるか、1月にお知らせ版があり、6月にも知らせている、でも10%台ということは、意識として、結核はもう過去のものよ、大丈夫よと思っていられる方が多いんだと思います。ただ本当にうつる病気ですので、万が一、若い人とか、その妊産婦なんかにうつると大変なことになりますので、そういった意識啓発は今から非常に大事になってくると思います。高齢者にふえていくというような可能性も大いにありますから。

それと同時に、外国人感染者対策についてお伺いします。国際化が進展して、それに伴い、研修などの目的で外国人の入国がふえています。世界には、結核菌が蔓延している国が多くあります。徳島県では、外国人結核患者が毎年発生していることから、外国人研修生等の受け入れ組合及び事業所を対象とした結核健康診断を行っています。平生町でも、早期発見・早期治療の重要性を研修生や事業主に普及啓発していくことが、必要だと考えておりますけれど、この件については、どのように考えていらっしゃるか、御質問いたします。

議長（福田 洋明君） 弘中健康福祉課長。

健康福祉課長（弘中 賢治君） ただいま2点、御質問をいただきました。受診率が低いということで、こういった啓発をどのようにしていくか。それからもう一つは、外国人結核感染者への対策、これをどのようにしていくかという御質問をいただきました。

まず最初の受診率向上に向けた取り組みでございます。この結核の感染事例の報告というものは、今なお絶えることなく続いております。我が国においても、先ほど御指摘がありましたように、年間2万5,000人以上の人が発症している感染症であるということを忘れてはなりません。

また、結核は、遠い昔の病気ではなく、現代の病気という意識を持つということが大切でございます。特に結核につきましては、予防と早期発見がポイントでございます。御指摘をいただきましたように、早期発見には、検診の受診率を高めるということが重要でございますので、このあたりは、しっかり啓発をしていかなければならないというふうに思っております。

また、新しく結核を発症した人の半数以上が、60歳以上の高齢者の方でございます。この高齢結核患者の皆さんの特徴は、受診の遅れがあったり、あるいは治療開始後、早期の死亡が多いというこういった状況を踏まえて、今後の高齢者結核対策や有用な情報提供、こういったことに努める必要があるというふうに思っております。

さらには、毎年9月24日から30日までの結核予防週間において、啓発活動や結核予防の健康教育を集中的に実施するなど、この結核週間を機会に、保健所、あるいは医療機関と連携を図り、町民の皆さんの結核に対する意識を深めていかなければいけないというふうに思っております。

具体的な取り組みといたしましては、各種健康相談のときに、この結核予防、結核対策、検診、こういったものをしっかりPRしていきたいというふうに思っております。また広報紙に結核予防に関する記事を掲載いたしまして、感染症に関する正しい知識の啓発に努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、結核予防週間の周知を図る取り組みも必要でございますし、関係機関の情報誌、いろいろございますけど、こういった情報誌にも記事の掲載を依頼したいというふうに思っております。こういったことから、しっかり取り組んで啓発していかなければいけないというふうに思っております。

それから、外国人の結核感染者対策でございますけど、最近では、外国人の結核感染者の割合が増加傾向にございます。特に20歳代では26%、4人に1人が外国人ということで、この結核患者は都市部に多い傾向にございます。出身国はアジア諸国が多く、この地域は結核の高蔓延国というふうに指定されております。労働安全衛生法では、労働者は、定期検診を年1回受けなければならないというふうにありますので、事業者に対して検診を促していきたいというふうに思っておりますし、例えば咳が2週間以上続くなど疑わしい症状などがあれば、すぐに受診をさせるということが大事でございます。この外国人に対する結核予防検診につきましては、保健所と連携を図り、事業者に対してきちんと指導していかなければいけないというふうに思っております。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 住民の健康を守るために、さらなる取り組みに期待をして、一つ目の質問は終わろうと思います。

二つ目の質問に入ります。東日本大震災についてですけれども、先ほどから平岡議員もるる聞いておられましたので、私のほうからちょっと具体的な話をさせていただこうと思います。

今回の震災の中でもいろんな新聞報道がありまして、具体的にこういうことを平生町で取り組んだらどうかというようなのが多々あったと思います。そのあたり町長、こういったところを今からその防災計画の中に生かしていこうと思っていられるのか。見直しは今からかけられるとおっしゃっていましたが、この震災の今までの経過を見ながら、このあたりはというので、先ほど津波の話はされるとか、ゼロメートル地帯でもあるから、大水のときはどうこうというお話もございました。そのあたりのことを今からしっかり入れられるんだとは思っております。理解しております。

具体的にと、私言いましたけれど、一つは避難所についてです。災害の種類で先ほどから避難所も変わるというお話もございました。避難が必要なときに、避難所の開設は、どのようにスケジュールとしてやられるのか。そこに張りつく職員がもちろんおりますので、そういった任命はどの

ようにされているのか。住民に対して今回の災害はここに逃げてくださいというようなものとか、そういった災害に対する情報を素早く正確に提供する取り組みを考えていらっしゃると思います。どのように考えられておられるのか。動けないお年寄りや障害者の対応、先ほど平岡さんの話の中にもありましたけれど、そのあたりのこと、またペットを連れた人への対応など、これは問題が出てくると思います。これまでの経過を見ても、そういったペットを自分の子供と同じように思っ
ていらっしゃる方もいらっしゃると思いますから、それを連れて避難所に来られる方もいらっしゃる
ので、そういった対応をどのように考えられているか。

また、二つ目は、災害対策本部についてです。今までも何度か、ここが一番危ないのじゃないか、本部としてあるところが見つづれたらどうするんだというお話が何度も出ておりますが、災害本部の避難所の災害本部の設置場所のあり方や行政機能の維持の方策について、お尋ねいたします。

あと三つ目は、地域防災力の向上についてですけれど、今自主防災組織のお話も出ました。まず自主防災組織を100%に近い数字で組織をつくってもらうというのが一番だと考えていらっしゃるようです。

去年県の防災訓練を平生町がやったわけなんですけど、そのときにも避難する訓練はされておりますけれど、各自治会によって、その訓練をしているところとしていないところと、大きな開きがあるとさっきおっしゃってました。今からは、そのもちろん組織率も上げていかなければいけないのですけれど、やはり補助金を差し上げているところには、例えば年に1回、避難訓練をしてもらうとか、そういった取り組みはできないのかどうか。以上3つ、お願いいたします。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午後0時01分休憩

.....
午後1時00分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 細田議員の東日本大震災から、何を学び、これからの平生町の防災にどのように生かしていくのかという大くりで質問をいただきました。個別の先ほどありました避難所の開設、災害弱者対策、それからペットの対策については、総務課長のほうから後ほど答弁をさせていただきます。

今回の地震と津波であります。本当に未曾有の大災害ということになっております。改めて人間と自然のあり方といいますが、ハード面での対策というのは、確かに大事でありまして、これはやっ
ていかなきゃいけないけれども、同時にやっぱり自然とある程度折り合いをつけて暮らしてい
かなきゃ人間はいけないのかなという気もいたしております。

南三陸町では、40年かけて長さ2.4キロ、二重構造、高さ10メートルのスーパー堤防、防災行政無線のデジタル化を行って、全戸に無線を配布して、そしてまた、防災計画も専門家が見つかったということでございますが、今町長が言うのは、つくづく徹底的に高いところに逃げるしかないというのが、町長の感想として出ておりました。

これに対して、ある中学校では、専門家の避難訓練が実際に行われておって、結果的に一人も死亡者が出なかったと。この中学校では、「想定を信じるな」「最善を尽くせ」「率先避難者たれ」、この3つの教訓を児童・生徒に繰り返し指導していたと。この逃げるときに、隣の小学校の三階に避難をしていた児童にも、一緒に高台に逃げようということで一緒に避難して、間一髪で危機一髪で全員助かったという報道に接するにつけ、こうした、きょう午前中もありましたけど、避難の重要性、避難訓練、特にやっぱり日ごろからそういう訓練の重要性、そしてまた避難の場所、あるいはまた、避難経路の確保、こういうことをやっぱり我々もしっかり受けとめていかなければいけない、そのことをまた何とか今後の防災の中に町の防災の中に生かしていけるように、我々も十分対応していかなければいけないというふうに今考えているところであります。

それから、次の2点目の災害対策本部でございます。確かに耐震診断、ここはやりましたけれども、到底耐えられないというような診断結果が出ておまして、今、考えておるのは、いざということになれば、第三庁舎ですね、ここの。第三庁舎の三階の会議室を災害対策本部と設置をすれば、そういう形になろうかと思えます。

ここは、耐震基準をクリアをしておりますし、平成4年の建築でありますから、無線設備等も今第三庁舎に設置をいたしておりますので、ここを、まだ本格的に本部ということになればいろいろ整備をしなければなりません、課題はありますけれども、一応考え方とすれば、そちらで対応していかなきゃいけないかなというふうに考えております。

それから、3点目の自主防災組織、これはさっきの避難の訓練と一緒にありますけれども、やっぱり先ほど平岡議員さんからもありましたように、自主防災組織がやっぱり機能していくようにしていかなきゃいけないし、いろいろ消防、それから警察、いろんな関係機関からも来ていただいて、いろんなこの研修、講習をやってもらったり、実際の避難の訓練をやったりしていただいておりますが、おっしゃるように、全くできていないところもあります。地域全体で取り組んだところもありますけれども、なかなかまだそういう点が十分できていないところもありますから、十分点検をして、これからその辺の自主防災組織のそれぞれの置かれている状況をしっかり把握をして、今後の自主防災組織としての対応について、少し対策を考えていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） それでは、先ほどの御質問についての御回答をさせていただきますが、まず町長のほうからございました避難所対策、災害弱者対策、ペット

対策、それに入ります前に、全体のちょっと流れを初めに御報告をさせていただけたらと思います。

まず、やはり初動体制が一番大事であるというのを痛感しておりますが、地域防災計画にうたっているものに基づきまして、災害対策本部を設置するようなことになれば、即座に設置をいたしまして、県と連携を密にしながら、本部を遂行していくということになってまいります。これも、防災計画の中にございますとおり、きょうも雨が降っておりますが、大雨洪水とか、台風とか津波とか、地震とかさまざまな災害がございます。例えばきょうでも、これ今は注意報でございますが、これが警報になりましたら、職員が、もう建設課と総務課で、これが解除されるまで徹夜でずっと張りつくという態勢をとっております。そういったことでやっております。これがまた、災害対策本部を設置することになりましたら、そういったことで、全庁を挙げて対応していくという流れになります。

まず、職員の初動態勢でございますが、まず課長会のメンバーに、これは、災害時の緊急参集メールというのがございます。これを課長会すべてに流します。また職員については、大きな災害は、もうすべて参集するような態勢をとっておりますが、連絡、さまざまな情報を使って、即座に参集できるものは参集というような内容で取り組んでまいります。

基本的には、災害対策本部というのは、その中で即座にその災害の内容、被害状況、また先ほどの災害、弱者の対策とか、また避難をするかどうかとか、いろんなさまざまなことをそこで協議を即座にして決断をして、指令命令系統にすべて出して、それぞれ担当課がありますけれども、それぞれの例えば福祉部門とか教育部門とかいろんな部門がございますが、それに流して体系をとってやっていくというのが、状況でございます。

そういった中で、避難所、住民のまず避難の対応でございますが、まずさまざまなこれは避難のそういった指揮命令で流れができましたら、即座にいろんな情報、手段をとりまして、あらゆるチャンネルを使って住民にお知らせをするということで取り組みを計画といたしますが、態勢をとっております。そういった簡単に言いましたら、そういう取り組みでございます。

その中で、避難所につきましては、これも地域防災計画の中で、町内の公共施設については、指定をして取り組んでおります。地域防災計画の中は、23カ所ございます。その中でも主に避難所については、即座に職員が2名から3名、特に近くの職員でございますが、そういったものが張りつく、そういう態勢をとっております。これは、毎年異動等がありますので、総務課等の職員においては、なかなか避難所まで張りつくわけにいかんですから、その辺については、毎年度その職員については、担当職員の配置を決めて、情報を共有して取り組んでおるところでございます。

それで、避難所の対象の中で、先ほど言いました担当職員の態勢でございますが、避難所の対応については、いわゆる避難所の開設、それと、避難所の状況の確認等を行いまして、その次に避難者の名簿の作成、また次に、定期的な報告、それと対策本部とのそういった必要の物品のそ

たやりとり、そういったものがございます。それと、現在、避難所には、最低限のものを物資を備えておりますが、例えば乾パンとか毛布、ラジオ、懐中電灯等は、主な避難所には、配備をしております。

また、避難所によっては、平生町がこういうゼロメートル地帯でもございますし、また、南の海岸地域については、背後地が狭い半島部ということもございますので、いろんな災害には、それぞれの先ほど言いました本部の体制で避難をするそういった対応をしていきたいと思っております。さまざまな災害がございますので、一概にとというのはなかなか難しいんですが、例えば津波とかいうことになりましたら、これはもう即座に高いところに、先ほど町長が申しましたとおり、逃げていただくような情報発信をしていきたいと思っております。

それと、災害弱者対策でございますが、これについては、特に21年の7.21の防府の福祉施設でかなりの死亡者が出たということもございますが、まず施設、例えば病院とか、ここでは、光輝病院、また、老人ホームもございますが、そういった施設については、今、来年が土砂災害の警戒地域に、来年度、平生町、県が取り組んで指定をいたしますが、1年間、1年前倒しをして、今の施設については、もう即座に連絡体制をとってやっていくということで、この間も図上訓練をその施設と県と町でやらさせていただきました。

また、各それぞれの災害時要援護者の自宅におられる方等につきましても、これは、先ほどの災害対策本部の中に、いわゆるチェックシートがございまして、ここの福祉の関係の弱者対策については、健康福祉課で対応していただくとか、そういった即座にそういった初めに協議をして、すぐそういった連絡体制でやっていこうと、また避難についても、準備の避難のそういった発令をしていこうとか、いろんなことを対応させていただいている、対応していくということで考えております。

それと、ペット対策でございますが、これも、昨年の県の総合防災訓練の避難訓練の後にミニ講習会としまして、参集していただいた住民の方の御意見があればということでお聞きした中にございました。ペットについて、連れていってもいいですかという御質問がございましたが、今の震災の取り組み等で、ある程度は御理解をいただけるのかなと思っておりますが、例えば動物が嫌な人とか、アレルギーをお持ちの人がいるということもございます。一時的な避難の場合は、ペットはご遠慮をいただきたいというようなことになるんじゃないかと思っておりますし、長期的な場合になりましたら、例えばゲージに入れておいていただくとか、ペットの世話に必要なえさとか水とか、そういったさまざまなものについては、飼い主の責任でお願いしたいとか、そういったことになってくるんじゃないかと思っております。基本的には、やはりいわゆる避難所運営マニュアルというのがやっぱり要るのかなと思っております。この辺も今から即座に、平生町、先ほどいろいろありましたけど、国・県、それと市町村、特に町において平生町の特性にあったような、そういったやはり地域防災計画が

ベースになりますので、そういったものを策定して、早急に作成していきたいと思っております。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 先ほど学校の例を挙げられて、想定を信じるなどが、率先して避難しろとか、そういった自分の身は自分で守れというのを住民に徹底するためにも、防災訓練及びそういった教育が大事ななと思っております。そういったところもしっかりと今からやっていただきたいと思いますが、今回の震災で、職員が多数いなくなられて、なかなか住民の誘導その他、大変困ってらっしゃるところがあります。その中で、町長は、以前、更生保護女性会の総会でしたかで、退職職員の協力は得られないかというようなお話をしておられました。これはすごくいいことだと思います。今、職員の数も絞り込んでいて、災害時が手薄になるんじゃないかなという心配は非常にございますから、人数はどれだけいても、いろんなやらなきゃいけないことが出てきますので、そういった退職した職員の協力体制をどのように考えていらっしゃるかと。

それから、先ほど介護の必要な人が、長期間にわたる場合、どうしていくかというので、今回はサンダーバードというグループが非常に活躍はしてございましたけれど、介護の必要な人のために施設間や自治会間で、事前に広域で連携協定を結ぶ必要も指摘はされております。こういったことには、どのようにお考えでしょうか。お願いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） お答えさせていただきます。

町なり市なりの退職職員の活用ということで、私のほうからも、今この前からいろんなニュースで、義援金がまだなかなか届いていないというような話もあって、もう現地の市役所、それから町も、もう人手が足りないし、大変だと。これはもう最初から、今回の大地震、それから津波、改めて私はやっぱり第一線で、一番第一義的な責任を負う防災から、今まさに復興に向けて、第一義的に対応していかなくちゃいけない市町村の役割というのが、本当に大事だということを改めて痛感をいたしております。

特にまた、その中でも、市町において、中には職員の4分の1程度が犠牲になった。町長がみずから犠牲になったり、そういうケースも今回は出ております。結局市町村の行政機能がきちっと機能しない、そうした場合の補完をどうしていくのかと。これはもう県との、一義的には県が見るということになっておりますが、とても県もこれだけの今回のような体制になると、あっちもこっちもということで手に負えない。したがって、国と県とその地元市町村との連携がどう図られていくのかというこれは一つの大きな課題で、私も今これは、県のほうにもこの前、ちょうどそれぞれ19市町と知事との懇談会がありましたから、そのときに問題提起をしておきましたけれども、国は国で今、行革をスリム化で、出先機関のいわゆるその減らすというふうなことをしております

が、それならもう身分移管をして、しっかりこういったときに地域で頑張ってもらうようにしたらいいじゃないかと。

それともう一つは、それぞれこの市町村にも、OBの方がいらっしゃる、こういう方々は、いろんな行政経験があるわけですから、そういう方々にやっぱりここはお出ましをいただいて、そこはある意味では、復興杵みたいな杵をつくってそれを保障すると、そしてそういう方々が、しっかり今までの経験を生かしてやれるような、それはいろんな受付からその従来の業務に増して、これだけの災害の罹災証明の発行を含めてやるということなら、ものすごい職員も大変な仕事に業務になってまいります。したがって、そういう意味でなかなか義援金を一つ配るにも、基準がありますから、それを一々チェックをしなきゃいけない、手が足りない、義援金のせつかくの善意が生かされないというようなことになりますから、私はそういう意味で、そういったマンパワーをどう確保していくのか、そのためにそうした活用もあるんじゃないかという気持ちで、今県のほうにもそういうことを今申し上げさせていただいております。これからまたその辺のこの県との連携を含めて、今後の課題として、この防災計画を立てる際には、しっかり考えていきたいというふうに思っております。あとの答弁は、総務課長から答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） 今の御質問でございますが、長期間にわたる避難の場合、特に災害時の要援護者のそういった受け入れのものについて、連携して協定を結んで、施設等で対応をするような取り組みはどうかという話だったと思いますが、基本的には、先ほども申しましたとおり、例えばということでちょっと私のほうからの話なんですけど、昨年の防災訓練のときにも、特別養護老人ホームの避難訓練をいたしました。いろいろと課題等も浮き彫りになったというふうにも思っております。特に、避難訓練では、県とか広域消防、地元消防団、また自主防災組織、向井原の防災組織で訓練をいたしたんですが、いわゆるその後の例えば入所者の一時避難場所、またその次の長期的な避難場所をどうするのかというようなことは、確かに課題として上がってまいりました。

行政としても、その辺は取り組んでいかなくちゃいけないのかなと思いますし、事業所といいますが、病院もそういった、個々にはそういった取り組みができるようなやはり協議を連携してやっていくというのがやっぱり必要だと思いますので、その辺は県は、特にその辺は特に21年度の7.21のそういった施設等ございましたので、特に考えといいますか、取り組みを今しておると思いますが、連携してその辺も協議をしていきたいと思っております。以上でございます。

.....

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） 質問の前に、朝の町長のお話の中でも、当町の保健師のお話があり

ましたが、東日本大震災の被災地で救助活動、捜索活動に引き続き、現在も復旧・復興のため、規律正しく作業を進めていただいている自衛隊の方々、また福島第一原子力発電所において、目に見えない放射能の危険を覚悟で上空から散水した自衛隊の方々、そして暗闇の中、手作業で道を確保し、放水をされたハイパーレスキューの方、現在も敷地内及び建屋内部で冷温停止に向け必死の作業を続けていられている現地の作業員の方、そして平生町の会津の二次避難所へ保健師として活動をいただきました職員の方、あと技術職の関係で、平生町、柳井市、大島のほうで、その派遣の計画もあったということで、町長におかれましては、その派遣を決められたことにも対しまして、最大級の感謝と敬意を表したいと思います。

それでは、通告どおり、大きく2点について質問させていただきます。まず、通学路の安全確保について、お尋ねをします。各学校の通学路ですが、児童・生徒の通学中の安全確保について、危険箇所や児童・生徒や保護者、地域の方が抱える通学時の交通安全に対する不安や心配をどのような形で把握し、それぞれの課題に取り組んでいるのか。また、これからの台風シーズンにかけて、ゲリラ豪雨が予想されます。このようなゲリラ豪雨や川の増水などの水害に対する通学時の対策もあれば、お答えください。

特に、通学時の交通安全については、いろんな場所でもう耳にするんですけども、平生南農免農道や水場線から宇佐木の信号へつながる大野南長迫線についてですが、朝夕の通勤集中時、特に朝の通勤ラッシュと子供たちの登校時間が重なっています。その時間帯は、多くの車が急いでこの道を通っています。必然的に危険度は、増すと考えますが、この通学路の子供たちの安全確保への取り組みがあれば、お答えください。お願いします。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） ただいまの通学路の安全確保の件でございますが、通学路といいましても、町道あるいは県道、これを登下校時に、児童・生徒の安全を図ることを目的に、学校が指定しているということでございますから、特に専用の通学路というものはありません。町道、県道、そういったものを利用しているという状況でございます。

毎年、年度初めに、各学校から児童・生徒の住居をもとに、今年度の通学路の指定は、こうですよということを地図に落として、教育委員会のほうに提出をさせていただいております。そういった地図を参考に、教育委員会としては当然平素の業務の中で、その通学路の実態とか、危険箇所とか、いろんなものは自分たちの目で見ること、安全確保を図っていくというのが基本でございますけど、それ以上の現状把握ということにつきましては、教員、または児童と危険箇所等の点検や生徒への通学路についてのアンケートを実施するという事などで、学校において、危険箇所などの把握に努めていると。

また、両小学校とも、コミュニティスクールに指定しておりますから、学校運営協議会に多くの

地域の方々が委員として参画をされています。そういう方々からも、当然通学路についての御意見をいただくと、またいただくこともあるというような状況で、そういう意見については、当然学校長から教育委員会のほうに、ここが危ない、ここを何とかならないかというようなものが、毎年のように上がってきております。

そういう意味で、安全確保については、常日ごろから取り組みがなされているという状況ではございますが、当然、私どももそういった通学路の安全についての意見を聞きましても実際にそれは町道であり県道でありますからハードの面では教育委員会のほうでというものにもなりません。

だから町長部局あるいはまた県の土木事務所のほうにいろんな形をお願いをして対応してもらっていると。早急にやっていただくことが多いわけでございますけど、今までお願いをしてできたもの、できなかったもの多々ございますが、どちらにいたしましてもいろんな角度で通学路の安全確保については図っておるという状況がございます。

また平成18年度、18年 ちょっと古いんですけど 平生地域安全マップも作成してPTAあるいはまた児童生徒、そのマップを見ることによってここが危ないとかというような状況把握も毎年児童生徒に指導しておるという状況もございます。

これまでの学校における通学路の安全確保の取り組みを具体的に申し上げますと、佐賀小学校においては当然この時期雨も降って草も伸びるというような状況がございますから、先生あるいはまた地域のボランティアの方々などで通学路の草刈をしていただいているということもございます。4月につきましては入学早々新一年生の安全を確保しながら子供たちと途中まで一緒に下校するとか、風が強い日も一緒に下校することかという形で学校の先生方も子供たちの安全確保については十二分な配慮をしておるということがございます。

平生小学校においても月2回交通指導の実施、また職員がそれぞれに分かれて交通立哨をする交通安全運動期間中は当然でございますけど毎日交通立哨をしておると。

先ほど水害のことがございましたけど、大雨等で通学路の危険が予想される際には子供たちに安全指導のあと各学年で分担して現地で下校指導をしておると。先般の台風2号でございましたか、大きな雨が明け方から心配をされたということで、土日を含んだことではございましたけど、やはり平生小学校については大規模な学校でございますので、月曜日の朝、早朝一番に例えば通学時間を遅らすというようなそれぞれの連絡網で回すといたしましても短時間で回るというのは不可能でございますから、そのときには事前に登校時間を遅らすというような決定をして、やはり水害等には備えておるというのが実態でございます。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） 職員の方やいろんな地域の方々の力と連携で子供たちの安全が守られていることがよくわかりました。ボランティアの方からもよく聞くんですけど、「子供たちから

元気をもらいよる」という話をよく伺うことがあります。以前にも何度かボランティアのことで申し上げたと思うんですけども、ボランティアの方々のおかげで子供たちの安全も守られ、このような活動は地域力の向上にも直結していると思います。「わしがやっちゃる」という温かい心からくる行動には行政としても心ある対応をぜひお願いします。

そこで再質問の1つ目ですが、児童生徒が通学しやすいだけでなく、御協力いただいている地域の皆さんも活動しやすい、また参加しやすい環境整備も必要ではないでしょうか。その辺どのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

というのは、現在の状況とあわせて近い将来に対する不安や提案なんかが御協力いただいている方との世間話の中で耳にします。どういったものかという「今はいいよ」と。「わしができんようになったらだれがやるんじゃないか」と。「元気なうちに代わりになる横断歩道や交通標識、安心して歩けるスペースがあったらええね」と。こういう話なんですけど、一番はこれに続けてあった話で一番考えられたのは「町にも何回か話をしたんじゃない」と。「でも、ありゃ県じゃとか、あれは町じゃないとか、あれうちじゃない、ほかの何とかという課じゃ」ということをよく話の中です。住民からしたら町とか県とか課が違ふとかようわからんし、あまり関係ないですよ。自分が話せる職員さんに話を聞いてくれる職員さんに話をしてくれているんだと思います。

そこで再質問の2つ目です。どうでしょう、このような相談や提案は町には届いていますでしょうか。そしてこの声にどのように対応していますか。お尋ねします。

次に通学時の水害対策ですが、私は小学校のときですから25年から30年前にも大雨が降ると長靴がすっぽり隠れてしまうほど水があふれる場所がありました。具体的に言うと、小学校の前の陸橋の田代の散髪屋さんと岩見さんの間の道を……水路っていうんですね、あそこをずっと入っていったところあたりなんですけれど、先日雨の日に行ってみました。少し当時の記憶ほどじゃないですけどあふれていました。この点に関しましても生徒、通学時・登校時もそうですけれど下校する時間帯、大雨が降ったとき、こういうときの通学時の子供たちの安全をどのようにお考えでしょうか。お答えください。お願いします。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 最初にありました、地域の皆さんの活動しやすい、また参加しやすい環境整備というお話がございましたが、当然地域の方々の見守りということが今非常に大事な時代でもございますから、「子ども見守り隊」という形でここ数年地域の方々の御協力を得て腕章をお配りしたりとか、また車へのマグネットのシートをお配りして目立つようなかたちで見守りをいただいておりますというのが、今地域の方々をお願いしていることでございます。

また、青少年育成町民会議の支部が7つございます。そういうところでの活動もございまして、今盛んに行動・活動いただいているのが、今毎月1回ではございますけど各地域の方々が学校での

「あいさつ運動」という形で子供たちが登校するのを迎えながらあいさつの励行を、また本当に地域の人が見守りをしているんだよというような意識づけをさせたいといいますが、そういう意味で本当、町挙げて子供たちを守っているということを活動の一環としてやっていただいております。

ですから、こういう地道な活動にいろんな形で声かけをして、平生小学校にあっては多いときで30名を越えるぐらいの地域の方が朝いらっしゃいます。多ければいいというわけでもないんですけど、こういう活動をやはり拡大をしながら地域の方々が子供たちの安全を見守ると。当然行政としてもやるべきことはやらなければいけないんですけど、限られた人員、限られた時間の中で、やはりマンパワーに頼らざるを得ないところがございますから、努めてこういった活動に参加しやすい、また参加していただくような啓発というものを今後とも考えていきたいというふうに思います。

先ほど水害対策のことも多少お話をさせていただきましたけど、やはり議員さんの小学校時代と現時点ではこの沖の大内川の樋門が稼働していた、してない時期の境でもってかなり町内の浸水状況は違いがあると思います。今消防団の活動もすぐ対応してもらっているように、ほとんど大きな雨でも水害と言いますか床下浸水をする箇所が少なくなってまいりました。そういう活動の中で子供たちの安全を図るということは、先ほども申し上げましたように下校時は学校の先生方がいろんな形で下校指導をします。あわせて今青少年育成センターもあります。このパトロールの車をそれぞれ下校時間帯 毎日ではないんですけど 週3日程度は下校時間帯パトロールで回っているというような状況の中で安全・安心を守っていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） ありがとうございます。いろんな形で検討を進められていることもよくわかりましたし、子供たち 当然大人よりも背が低くて、ちょっとした増水でも僕らは平気でも子供たちにとっては本当大水に感じることもありますので、その辺も今後の対応をお願いします。

再々質問ですけれども、きょうのまた朝の話にもありましたけど、何度か参加させてもらっています行政協力員会議のことですね。毎年耳にする答弁ですけれども「地域に担当の職員がいるから気軽に御相談ください」とか「相談に即答できなときは後日いついつまでに、どのように対応すると報告します」等同じ自治体からの同じ相談、毎年ですね。毎年同じ質問をされていることがあるんですね。それに対する同じ答弁、当番制の協力員さんが多いので毎年代わりますから「ああ、うん、よかった」「安心した」と協力員の方はうなずかれていますけれども……。済みません、話はちょっとずれましたが、今回の通学路の件に関しても教育委員会はソフトの面ですね いろんな対策、いろんなことを考えて、いろんな方に協力をいただいたりということになるんですけど、

やっぱり通学路、道路も関係しますし、標識、安全対策でいえば総務課等々1つの課じゃおさまらないことがすごく多いと思うんです。関係する課が連携をしていくことが一番解決につながると思うんです。もちろんやられていると思うんですけれども、実際私たちの目に見えにくいということが本当に多いと感じています。ですから行政協力員会議等々で言われていますように、目に見える形で取り組んでもらうことは今後はなかなか見えにくい場での活動が多いんですけれどもそれを住民の目に見える形での連携の表現ということに取り組んではもらえないでしょうか。これは町長をお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 通学路の安全対策ということで先ほどから教育委員会のサイドでいろんな学校関係者、保護者、ボランティア、それぞれの御協力の中で児童生徒の安全確保に取り組んでいただいておりますという報告がありましたが、ハード面でも整備についてそれぞれ連携をとって、実際には、直接的には総務課と建設課ということで対応させていただいておりますので、それぞれ担当課長のほうからその取り組み状況、連携について答弁をさせます。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） ただいまの御質問でございますが、総務課においてもハード、ソフトの取り組み、いろいろとございます。また、いろいろな、さまざまな取り組みの中で連携してやっておるといような状況ではないかとは思いますが、ただなかなか見えにくいというところもあると思いますので、その辺、やはり要望のあった方には即座にできる、できないは別にしても連絡をすとか、そういった体制というのはやっぱり必要ではないかと思っておりますので、再度その辺は徹底をしていきたいと思っております。

それと皆様方から、例えば町民とか各部署、特に教育委員会、また各会議等でいろいろな要望会議というのも行政協力員会議もございますし、総務課の担当の安全安心の推進協議会とかいろいろな会議がございますが、そういったことで出されたものについては即座に警察に連絡・報告をしてですね。警察の方も状況について説明に来られている場合もあるんですが、即座にその辺は連絡体制をとってありまして現地を確認しなきゃいけないものについては、このたびも何箇所か行政協力員会議のあと対応していただいた経緯もございます。

また総務課においてはすべてピックアップをさせていただいて要望があったものについてはできる、できんを別に即座に回答して対応するよというということで、それぞれの総務課の中の担当には指示をしておりますので、今いわゆる「見える」そういった取り組みについては今後も注意していきたいと思っております。よろしくをお願いします。

議長（福田 洋明君） 安村建設課長。

建設課長（安村 和之君） ハード面での総務課との連携でございますが、まず農免農道につきま

しては、これは平成22年の5月に完全に県から譲渡を受けておりますが、その後も安全施設が不十分ということで道路標識とかカーブミラー、これについても総務課と協議をして設置をいたしております。

また曾根大野南線 これは新地から大井川のところまでの町道でございますが これにつきましても横断歩道の施設等については協議しながら進めていきたいと思っておりますし、今年から交通安全施設といいますが、カーブミラー、ガードレール、ガードパイプ等につきましては建設課が対応することになりましたので、予算的には総務課がもっておりますので現地には当然一緒に対応していきますので、これまで以上に連携を強化してまいりたいと思っております。以上です。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） 答弁をかなり準備していただいて、本当ありがとうございました。

続いて2つ目の質問に移ります。選挙公報の発行についてです。町内 町で行われる町長選挙、町議会議員選挙において選挙公報の発行は現在されていませんが、現在までの取り組みについてはどのようになっていますでしょうか。選挙公報を発行することによって町民の政治に対する意識の向上や政治参加の促進につながると考えますが、今後発行に向けての体制を整えるお考えはありますか。お尋ねいたします。

議長（福田 洋明君） 吉賀選挙管理委員会事務局長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） それではただ今の御質問でございますが、まず選挙公報につきましては公職選挙法第167条の規定によりまして国政選挙、また県知事選挙、そういった選挙ごとに発行することとされております。この167条というのが選挙公報の発行という内容でございます。候補者の内容については候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した紙面を選挙期日の2日前までに各世帯に配布するというような内容でございます。町長及び町議会議員等の選挙につきましては同法の172条の2、いわゆる任意制選挙公報の発行というところがございまして。この規定によりまして条例で定めることによりまして任意に発行することができるというものでございます。ちょっと調べてみましたら県内の町においては取り組みがされていない。市、区市レベルにおいてはほとんどのところが対応をしておるといような、2つの市がやっていないというふうに連絡 確認しておりますが、そのほかは皆市のほうはやっておると、対応しておるといふような状況であるようでございます。

選挙公報を含む選挙での文書による運動ということで候補者のいわゆる政見等を有権者に伝えるということ。また投票の判断材料とされるものということで従来においては、今までこういった選挙公報を求める声なかったということもありまして、この制度の取り組みを平生町としても検討を行ってこなかったということ、最近においてはそういう状況でございます。近年のマニフェスト等のそういった政治手法等がございますので基本的には候補者の政策は有権者が投票を行うため

の判断材料として重要視されつつあるということも事実でございます。そういうことで全国的にもそういう考え方は徐々に広まってきておるといふ議員さんの御質問のとおりでございます。この状況については承知しておりますが、町の選挙において実際の流れからいいますと、告示日が選挙期日の5日前と。いわゆる日曜日が期日日でございましたら火曜日と。火曜日に告示となりますので選挙公報を選挙期日の2日前までに各世帯に配布するということからいいますと、かなりタイトなスケジュールになるというのも事実でございます。内容的には印刷・校正・配布ということで各世帯 全世帯にこれを配布ということでそういった作業をいかにして行うかということと、また印刷経費についてはやはり予算が伴いますので、この辺の町執行部との協議も必要となってまいります。そういった諸々の課題もございますので今後の方策を模索しながら本委員会といたしましても判断をさせていただけたらと。皆様方のいろんな御議論もいただきながら判断をさせていただけたらというふうに思っております。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） 立候補者の経歴や政見を掲載した選挙公報は、有権者がだれに投票すべきかを判断する上で重要な資料となると考えます。自分の選挙活動中もそうですが、自分は県東部の若手議員の方と連携をとってしまして、西は防府、東は和木町の選挙へおじゃましてお手伝いをしたことがあります。議員になってたかだか4年ちょっとですけれども、時代の流れは想像よりもずっと早く大きく変化しています。有権者が「立候補者にだれがいるのかもわからない」ましてや「選挙があること自体知らない」なんてこともあります。そんな時代の変化に「前はこうだったから今回もこう」という具合に時代に対応した取り組みに踏み出せていないのではないのでしょうか。選挙の意識改革はまずは選挙管理委員会から。改善すべきところは改善するという姿勢が大切なのではないのでしょうか。人物や政策の浸透不足は投票行動を控えさせます。全有権者に選挙公報を配れば選挙率の低下に少しでも歯どめがかかると思います。それによって多くの民意を反映した行政運営が期待できると考えます。確かに平生町のような小さな自治体では必要性を感じないかもしれません。しかし選挙公報があればより一層の候補者への理解が深まることは間違いないと思います。知事選挙、国政選挙を除き 先ほどの答弁にもありましたけれども、「任意だから配布しない」ではなく「任意だからこそ発行する」という前向きに考えるべきじゃないかと思います。選挙は民主主義の根幹をなすかけがえのない制度です。候補者の政見を周知させれば住民の政治参加の促進に必ずつながると考えます。

もし検討をしていただけるというお話だったと理解しているんですけども、であればいつ頃の時期に検討を始められ、いつ頃までには答えを出されるとお考えでしょうか。お尋ねいたします。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開は午後2時10分からいたします。

午後1時55分休憩

午後2時10分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

吉賀選挙管理委員会事務局長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） ただいまの御質問でございますが、条例の制定というひとつのものがございます。それとあわせて執行部との予算の絡みもございます。また皆様方の御意見等もお聞きしながら条例ということになります、ということでございますが、これを8年後12年後ということにはならないと思いますので、次の選挙に向けて判断をさせていただくような取り組みをさせていただけたらと思います。皆様方のいろいろな御意見をいただきながら対応していきたいと思っております。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） それでは一般質問をいたします。

まず1点目に佐合島の振興対策についてということで、特に環境整備の計画はないかということでお尋ねをいたします。今年が選挙年でもあった関係で、私も先ほど平岡議員さんが言われました町内を歩かせていただきましたが、そのときにいろいろと御意見等を伺いましたので、一つ一つを定例会を通じてお聞きしていこうと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

まず今も申し上げました離島佐合島 平生町に唯一ある島の環境整備の計画ということでお尋ねをいたします。まず佐合島にある町道なんですけど、船を下りて、ああちょっとでこぼこしているなというふうに思いました。コンクリ舗装の道路がずっと防波堤沿いに整備されているわけですけども、随分と整備されてから時間もたっているようで劣化しているといいますが、風化しているといいますが欠けているところ、それとエラスを入れて縁切りをしているところ等々かなりでこぼこになっております。この話をしますと町民の皆さん方も「あれは随分前から言っているんだけど、全然」というようなお話を聞きました。この離島の振興、環境整備の面でこの町道の整備状況はどういう優先順位になっているんだろうかと思ひまして、まずこのことをお尋ねをいたします。

それとついでに当然離島でございますので北の風が吹いたときに潮じゃなくて海が上がってくるって言われるわけですね。そうすると唯一のお年寄り 高齢者の皆さん方、今かなり22名というふうに確か言われたと思うんですけども、高齢者の皆さん方が住んでいる島の中でコミュニケーション等もなかなかとりにくいと。外へ出るのも出にくい。結局これはいろいろな疾病予防とかそういう面にも絡んでまいりますので、その辺のところはきちんと整備をやはり離島としてされるべきではないかと思ひまして、防波堤の改良工事等もあわせて町道との絡みでどのような優先順

位というか、町のほうで計画をされているんだろうかということでお尋ねをいたします。

それと佐合島、離島の振興対策についてもう1件。救急救助体制のことです。たしか私の記憶間違いでなければ何年前かにヘリコプターが離発着できるようなところを整備するというようなお話であったかのように思います。先ほど来、防災計画を去年の夏されたということで、阿多田島と佐合島、海のほうからヘリコプターで通じてつり上げられてそういう体制をやられたということなんですけれども、そういうことじゃなくて、緊急の場合の救助体制。船もございますのでその場合の体制もきちんととられているというのは随分と今までお話も聞いているわけなんですけれども、そういう対応ができない場合の措置、離島という遠距離のところでもそういう救助体制。ヘリコプターのところ。私の記憶の範囲であれば旧小学校の跡地を整備するというようなことだったようにも思うんですけれども、これ、電線がずっとそのまま放っておいてとてもじゃないですけど離発着ができないと。これをのければ離発着できるんじゃないかというようなことも言われたんで、私も専門家ではありませんのでヘリコプターの どうかという問題も残ってくるわけなんですけれども、一応そのような計画ではなかったかと思えますんで、この計画についてもその後どのようになっておるのかということで佐合島の振興対策についてお尋ねをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 佐合島の振興対策に関連して環境整備計画、特に町道改良と防波堤について今お尋ねがございました。町道改良については御指摘のようにあの道路は町道として認定をされておりますが、町道佐合島線、これが建設されて50年経過をいたしております。したがって路面が御指摘のようにかなり老朽化で凹凸が見られるのも事実であります。去年もちょうどあちらでいろんな懇談会等々に出席をした際も、いろんな気づいたときにはすぐ手を打つようにしてはいるんですけれども、その際の要望もありましたので応急的なモルタルでの路面補修あるいは陥没の対応ということをさせていただいております。

あくまでも応急的な暫定措置ということでございまして抜本的な改良整備ということにはなかなかありません。特にこちらの墓のところからこっち側の海水浴場までずっと距離があるんですが、要するに民家の一番集中しているところを中心に何とか早い時期に対応できるように引き続いてちょっと検討したいと思っております。特に今までもそうですがやっぱり離島ということでいろんな資材・機材これを運搬してやりますために本土とはかなり経費がかかります。それは当然なんです。それから災害復旧とかやる時にあわせて今まで何とかやりましょうということで対応させてもらいましたので、いろんなそういう海上運搬を必要とする時にあわせてという考え方もありますが、ここの、かなり御指摘のように年月もたっておりますのでこの辺の整備についても対応できるように何とか施工方法等も含めて、これは防波堤もそうですが、施工方法 従来のような形でやりますと防波堤にしてもそうですが、これもまた50年たっている。これも従来のような形で

の突き上げをしていきますと相当これは、概算の経費だけでも大変な金額に、11億円ぐらいの。あれ全部整備をすれば11億円程度の概算となっております。整備計画の中に組み入れていってどういう工法でやって一番早い時期に整備ができるのか。これはちょっと建設課のほうでも十分検討をさせていきたいというふうに思っております。

それから次のヘリポートです。ヘリコプターの発着。これは救急救助体制に関連をして、これは以前にヘリポートができるように佐合の小学校跡地も含めて検討しようということで確かに検討はしてまいりましたが、なかなか電線もありますし、付近の住宅の関係も当然ある。我々は垂直離発着というふうに考えやすいんですが、やっぱり前後に相当降りるだけのスペースをとっておかないといけないみたいで、平成15年に県の航空隊、それから柳井地区の広域消防、それから町のほうと一緒に現地を調査をしてやっております。何とか今可能性があるとなれば集落の裏側に荒廃地のところに草を刈れば何とか現在でも緊急着陸ができるんじゃないかというところがございまして。その辺、ですから今所有者の方もありますし何とかその可能性を見つけていきたいということで今これからは整備がどこまでできるのかと。恒久的な施設としてやるにはなかなか難しい部分もありますが、臨時の発着場の整備ということで少し考えていきたいなというふうに考えておるところであります。

特に佐合の場合の救急救命ですが、これも以前に御承知のように保健婦さんがおられますからお願いをしてアイランドヘルパーということでいろんな緊急の場合の連携を取らせていただいております。渡船のほうも救急での搬送が必要な場合というのは運行時間中は船長の判断でましま丸でやっておりますし、夜間の場合は佐合島にひらお丸が停泊しておりますから、これを活用して対応するということが今いたしております。

したがって、あとは緊急の場合のそういったヘリを活用したヘリポートの体制については臨時発着場が可能なように何とか話を進めてみたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 検討していただけるということですから、何ていいますか、先ほども少しお話が出ていたんじゃ、50年たって、それまで結局、先ほど平岡さんだったですかね、職員さんが行かれていますのでそういう目線で結局ものを見ていられていないところというのはこんな小さな平生の町でも随分たくさんあるんだなというふうに改めて思います。どうぞ早急に検討されるということで期待しておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次にいきます。次に地震津波対策ということでお尋ねをいたします。特に公共施設と子供たちの安全対策ということでそこに2つほど通告をさせていただきました。

まず朝方からよりいろんな避難対策とか防災計画とかお話が出ていまして、私が聞こうとして重複しているところもありますので、その辺のところは割愛をさせていただいて、私は公共施設につ

いて、公共施設にある情報の安全対策ということでお尋ねをいたします。

ハード 施設の面については耐震化をどうのこうのという朝からのお話がありましたので、このほうはお話で十分理解をさせていただきました。

情報のほうです。いわゆる住民基本情報ですね、役場には。学校のほうにも子供たちのいろんなさまざまな情報が蓄積されていると思うんですけども、地震津波があった場合にこれらっていうのは……、福島の場合をそっくりそのままこちらのほうに当てはめるかどうかというのは問題がありますけれども、一応は今事例としてありましたので考えておく必要があるんじゃないかということでお話をさせていただきます。地震においても建物の倒壊、それと津波においても大きな津波ですべてのものがさらわれるというような状況でございました。そうすると公共の施設の中には住民に関する情報 先ほども申し上げましたけれども、いわゆる住民基本台帳とか個人情報というものがさまざまな形で蓄積されていらっしゃいます。紙媒体以外の、紙で保存されている以外のものですね。この安全対策は今どようになっているんでしょうかということで、まずお尋ねをさせていただきます。

次に子供たちの安全対策、児童生徒の避難対策ということでお尋ねをさせていただきます。子供たち学校におるとき、家庭におるときはそれぞれ保護者の目なり先生の目があって、十分自分ひとりじゃなくてもそういう支援を受けた形で避難ができると思うんですけども、子供たちが一人になる可能性のある時間帯。つまりこれが登下校の時間帯であり、子供たちがスポーツを楽しむ、社会教育の実践の場としてスポ少等の絡みで活動しているときにどのような……これについてもやはり子供は宝という考え方をすれば一応ある程度考えておく必要があるんじゃないかと思うんです。

当町におきましても一番問題なのが通学の手段が遠距離の生徒がたくさんいるということ。つまり中学校においては自転車・バス。小学校においてもバスの生徒がかなりいると。すると緊急の場合に 事例的にお話をすると、福島の場合情報も錯誤してましたので早く家に帰宅させなければということでそういう措置をとられたところありました。その結果によって悲惨な状況に遭われたというときもありました。途中で情報を得て引き返しをし、安全が確保されたという面もありました。それぞれの面というのは、子供たちはやはり地域の宝である限りはさまざまな状況で困ってやらないといけないと思うんですけども、そのような対策は今現状ではどのようにしているかということでお尋ねをいたします。

それともう1点。学校が避難場所になった場合の……避難場所になっておりますですね、公共施設ということですから。これ、避難場所が長期化した場合の学校独自の、子供たちの学校の場としての機能をどう共存させるかということも大きなテーマになってくるんじゃないかと思うんですけども、これについての現状、どのように考えていらっしゃるかお尋ねをいたします。以上です。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 地震津波対策に関連をして特に庁舎の情報関係のシステムのカバーができるのかという御質問でございます。

けさからいろいろ話が出ておりますが、この庁舎がちょうど51年ということで第一次診断をこの前平成20年度でやっておりますが、大地震による倒壊または崩壊する危険性は高い。こういう評価が実はいただいておりますが、災害対策本部ということにはなりません。したがって、けさも言いましたように第3庁舎を今想定させていただいておりますが、今こちらの向こうの第2庁舎については建設経済課があるところ。これは昭和37年公民館で建設をしたところ。これも相当古くなってございますが、第3庁舎が今言いました平成4年、から第4庁舎 このやつですね、これがリースで平成11年。そこの電算室の炊事場のところですが、これが第5庁舎で平成13年に建設をいたしております。

けさほどからも言っておりますように、いろんな防災無線 県の情報防災無線だとか情報システム、庁舎内のいろんなイントラ等含めての基幹となるシステムは第3庁舎にあるんですが、御指摘のように住基ネット 住民情報システム、戸籍等の電算システム、このサーバーがこちらのほうで今設置がしてあるということでございまして、鉄骨の2階ということで一応普通のあれは大丈夫なんです、今言うように高いのがきたらどこまで耐えられるかということになりますけれども、一応比較的この庁舎内の中では一番新しい安全の高いところに今設置がされておると。この前のような、福島のような、東日本のような高い津波がくれば、これまた考えなきゃいけない、バックアップシステムをどうしていくのかということを考えなきゃなりません、当面は何かこれでいけるのではないかなというふうに。よそに 県あたりが想定しておる2、3メートルの津波ということはカバーできるのではないかというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 児童生徒の避難対策はということでお答えをさせていただきたいと思っております。

我々の務めといたしましては、今回の大震災で犠牲となられた方々 冒頭の町長の行政報告の中にもその数の報告がありましたように 私どもがつかんでおる東北3県の公立小中学校の犠牲者536人、4月27日の時点でそういう発表があったとでございます。ちょうど平生小学校の子供たちほとんど全員が犠牲となったというような状況の中で、私たちとしてはこの子供たちが一人たりとも犠牲とならないように対策を講じていかなければいけないというのが、今回教訓として、まず最初に私どもが思いを新たにしなければいけないことであろうというふうに思います。

そして現在のことでございますが、登下校時いろいろ徒歩・バス・自転車等々ございますけど、この登下校時においてはやはり学校の管理監督下のもとにございます。ですから学校としてもそういうことを想定した地震に対する避難訓練等も一部行っていることは事実ではございますけど、午

前中にも申し上げましたようにそれぞれの学校の危機管理マニュアルの中にやはりそういった明確な位置づけはできていない。ただ、揺れに対するものだけであって大きな津波がきたときにはどうするかというようなものは明かにされていないというのが実態でございますから、早急にその危機管理マニュアルの改定ということが必要であるというふうに考えておるところでございます。

それから具体的に御質問のございましたスポ少活動時、子供たちをいかに守るか。スポ少の活動についてはそれぞれ町内至るところの施設でもってそれぞれの指導者がボランティアで指導を行っておるといふ実態がございます。それは建物であったりまた屋外のグラウンドであったり当然低地帯でのグラウンドで活動するスポ少もあります。ですからこういった有事の際に、じゃあ子供たちをいかに守るか。これについても指導者等を集めたスポ少の代議員会というのがありますけれど、年間2回程度の会議を持つ中で全くそこに至るような話題・議題は上がっておらないのが実情でございます。今後においてはやはり指導者を含めて技術指導はもちろんのことなんですけど、もしそういった事態が発生した際にはどうすべきかということもちゃんと教育委員会として指導をしていかなければいけない、みんなで考えていかなければいけないという思いでございます。

通学途中ということでございますけど、やはり先ほども申し上げましたように、管理監督下の中でございます。学校がどうするかといましても、なかなか見守るだけでは子供たちの安全は守れませんので、バス通学者にあってはやはりバスの事業者との協議、対応対策、いかに事業者として考えておるかということ踏まえて今後対策計画を立てなければいけないかなという思いでございます。

最後に避難場所が長期化した場合に学校の機能として施設がどうなるかということでございます。当然災害の状況 東北地方のようにあれだけの壊滅的な打撃を受けた状態を考えればおそらく避難所は学校でしかないかなという思いもいたしますし、そこにたくさんの方が避難していらしたら当然子供たちが学習する場所はないというふうに思います。しかしながらその程度がどの程度であるかということをいろいろ想定範囲内で考えますと、やはり限られたスペースをいかに有効に使うか。教室を確保できるかということはそのときも含めてもそうなんですけれど、常日ごろからどれだけのスペースが確保できるかということを考えて計画の中にも上げていかなきゃ……計画といいますが危機管理の中もそういったことを考えていかなきゃいけないかなという思いでもございます。

たまたま一つの例として昨年の中学校の体育館の工事の際には町内の民間企業の体育館を借りて部活動をやったという事例もございます。学校の外に出での学習ということが可能なのかなのかは別にして、やはりあらゆる可能性・考えを集中して子供たちの学習の場は確保していかなければならない思いだけでございますけれど、そういったことを含めて今後早急に考えていきたいと思っております。

議長（福田 洋明君） これをもって、一般質問を終了いたします。

議長（福田 洋明君） これより、行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 朝方の行政報告の中で、1市4町で柳井広域連絡会議を首長さん方で設置されたという御報告をいただきました。少し具体的にお話をさせていただきたいもんですから、この位置づけというんですか、組織というのはどのようになっているかをまずお尋ねをさせていただければと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 総合政策課長のほうから説明をいたします。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） それではお答えいたしたいと思います。朝方の町長の行政報告の中で柳井地区広域行政連絡会議の報告をさせていただきました。この協議会は平成23年の4月1日からスタートしておりまして、柳井市、周防大島町、上関町、田布施町及び平生町、1市4町で構成しております。この協議会の目的は市町間の連絡調整をはかりまして地方公共団体の円滑な運営と地方自治の振興・発展に努めることを目的としておりまして、具体的には広域間の共通の課題 最近でいいますと、有害鳥獣対策であったり、岩国空港の開港にあわせた観光振興であったり そういう1市4町の共通課題について同じテーブルについて協議をしていこうという位置づけでもって設置されたものであります。これまで協議会の下に幹事会がございまして、既に1回開いております。その中で現在観光振興について具体的な協議は今始まっておるところでございます。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） ありがとうございます。よくわからないのが、共通課題という核ですよね。一部事務組合とどう違うのかというのをもう1回申しわけございません。

それと、そういう組織を立ち上げられると、やっぱり予算という問題が出てくるんじゃないかと思うんですけれども、この予算化というのはどのようになっておったんでしょうか。

それとこれはそれぞれの首長さんの共通課題を……指摘じゃないですよ。公共のやっぱり組織になるんでしょうね。そうすると、いろいろと共通の、それぞれの町政、今度予算というものであらわれてくると思うんですけれども、その辺の絡みもあるもんですから今後どのような形で議会のほうへ報告はいただけるのか、いただけないのかというようなこともお尋ねをしておきたいと思います。以上です。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 角田課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） それではお答えいたしたいと思います。御質問でまず一部事務組合とどう違うのかという点と、協議会を設置した場合のその協議会の予算はどうであるかということと、それと具体的にその協議会で議論していったる方向性が出た場合に議会へどう報告していくのか。この3点だと思います。

まず一部事務組合とどう違うかということですが、この広域行政連絡協議会はあくまでも任意の協議会でございます。法的な位置づけはございません。まずそこはお話したいと思います。一部事務組合といえますのは、以前は広域事務組合がございましたが、こちらにつきましては午前中の行政報告にありましたように、所期の目的を達成したことということで解散をしております。広域事務組合は広域観光宣伝事業であったり広域圏の職員の研修事業であったり、また視聴覚ライブラリーの事業であったり、こういうものを広域事務組合で持っておりました基金の運用益を活用して行ってございまして、より具体的な事業を行ってきたところでございます。この広域行政連絡協議会につきましては、具体的なその協議会を運営するための予算は必要ございません。既設の予算内で運営することとなっております。

また議会への報告でございますが、この協議会でより具体的な議論が煮詰まった段階である方向性が出た場合には予算化が必要な事業もございましょうし、その時点で各1市4町の議会なりに予算として提案させていただくことも出てくるかもしれませんが、当面はまず議論をしてどういう方向性を見出していか。そういうことからまず進めたいと思っているのが現状でございます。以上です。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、行政報告に対する質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時42分休憩

.....
午後2時44分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

お諮りいたします。ただいま洲上正博議員外1名から議員提出議案として意見書案第1号上関原子力発電所建設計画に関する意見書が提出されました。これを意見書案第1号として日程に追加し日程第6として議題に追加したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、この議案を意見書案第1号として日程に追加し日程第6として議題とすることに決しました。

日程第6．意見書案第1号

議長（福田 洋明君） 日程第6、意見書案第1号上関原子力発電所建設計画に関する意見書の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。 瀧上正博議員。

議員（7番 瀧上 正博君） では上関原子力発電所建設計画に関する意見書の議案提案について御説明を申し上げます。

意見書にも説明をさせていただいておりますが、今年3月11日に発生をした東日本大震災で起こった福島第一原子力発電所の事故。この原発事故は3カ月たった今なお深刻さを増していることが現実となっております。この事故を目の前にして今私たちは何ができるかを考えるべきではないでしょうか。これまでも平生町議会の中で上関原発についてはいろいろと議論をしまいましたが、日本の原発は絶対に安全であるという安全神話の中でもし事故が起こったらという議論でした。しかし、この3月11日を境に原発の事故は起こりうるものだと考えを変えて議論をしていくべきだと考えております。私たちが生活をしているこの平生町は上関原発建設予定地から20キロ圏内となっております。事故が発生すれば即避難区域となることは明らかです。町民の生活と安全を考えるならば上関町で計画をされている原発は中止をすべきだと思います。

議員の皆様方におかれましては慎重にお考えの上御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） すいません。瀧上議員、ちょっとお尋ねします。今回が初めての議会で僕も内容がはっきりわかりません。各この市町村の周りずっと新聞をいろいろ切り抜いて見ているんですけど、よそはもうみんな何か話し合うとるんですね、ある程度。そして極端に言うところこの文章にしてもそうなんですけれど、上関町を中止として、何でよその市町村というか新しい……3番目に書いてある、これ凍結としてありますよね。それやったら最終的にこれが凍結やったら上関も凍結が見直していいじゃないかと僕自身思うんですよ。だから地元やったら中止、よそやったらやりなさい。そういうあれは僕はないだろうと思いますけれどね。そして平生町議会も今回初めていろいろ議会があつて新しい議員もきて、そういういろいろな話もなかったかもしれませんが、よその市町村というか、あれはある程度皆さんで練り合わせて皆さんが納得するような

内容を提案されていると僕自身は思っています。ということは これは余談になりますけれど

極端なところ、議会というのは皆さんの話し合いの場がないのかなという、僕も今疑問を感じています。はっきり言うて。だから皆さん考えることは一つだと思いますけれどね、平生町のことを考えてみんな考えて行動しよるんだから、そういう、こういう重大なときはやっぱり皆さんを集めているんな話し合いをやってもいいんじゃないかと。多分単純にこれで最終日の採決で賛成、反対ということをおわれたら僕自身は反対でいきます。

どうも失礼しました。質問はだからこの文章を変える気はあるんですかということですか。それで皆さんと話し合うて中身を修正するような御意思があるかということを一応聞きます。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） お答えをいたします。この意見書案につきましては、どこで議論するかということをお6月1日に議長のほうへこれを、議案そのものを出すということをお報告をいたしました。その中で6月3日の議会運営委員会でどこで議論をしたらいいのかということをお、その運営委員会の中で議論をいたしました。議会運営委員会とか、総務厚生常任委員会とか、全員協議会、または特別委員会をつくって議論をするか。こういう議論をいたしました。その中で結局総務厚生常任委員会で議論することになりました。これは総務厚生委員会に付託することになりました。（63ページに訂正発言あり）これが結果です。

それでいろいろ意見はあると思いますが、そういう中で議論を進めながらこの中で検討をしていくと、僕はそう思っています。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開をお3時5分からいたします。

午後2時51分休憩

.....
午後3時05分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

議員（7番 淵上 正博君） 議長、発言よろしいでしょうか。

議長（福田 洋明君） いや、質疑です。

議員（7番 淵上 正博君） ちょっと訂正をしたいんですが、いいですか。（「休憩しましょう」と呼ぶ者あり）

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩します。

午後3時05分休憩

.....
午後3時05分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） 先ほどの答弁の訂正をさせていただきます。

先ほど総務厚生常任委員会へ付託と申しましたが、まだ付託はされておられません。訂正をいたします。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 提出された意見書について、まず先ほど久保議員からも出ておりましたが、1と3は表現が明らかに矛盾をしていますが、これはどういうことなのか説明をお願いをいたしたいと思います。

それから2点目に上関町に建設する計画とありまして、いわゆる隣の自治体の政策について関与する文書になっておりますが、よその町の政策にこちら平生町として口を出すことにどのように考えておられるのが2点目。

3点目は2と4についてですが、どうしてこれらのことを考えれば時期の問題もあるわけですが、どうしてこの時期に出されるのか、この時期に。3点目。

もう一つ。これらのことを考えればこの意見書案はやっぱり提出にふさわしくないと思うんですが、取り下げられる気はないのかどうか。4点ほどお伺いします。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） お答えをいたします。まず最初に中止の問題と凍結の問題の問題ですが、これに対しては上関町に対しては今から計画をされて新設をされるわけですが、凍結をするという場合は今建設中の原子力発電所もあります。そういうことですべてを中止ではなく、建設中の原発に対しては凍結だと私は考えております。

それと上関町に建設する計画という文書のことと質問をいただきましたが、これは先ほどの議員提案の御説明の中で申し上げましたが、ここは上関原発予定地から20キロ圏内にスッポリと入る地域です。ということでこの上関原発の計画という文言を入れました。

そして何でこの時期にという質問がございました。この時期にということはこの東北の大震災において大きな原発事故が発生をしております。だからこの時期なんです。今これを出さないとだんだんだんだんとまだまだ私として考えとしては今この事故が広がっていくんじゃないかと。今からの被災が……今からこれ以上に広がっていく可能性があるんで今この時期に出すべきだと私は考えております。そういうことで4番目の取り下げについては、取り下げる気はございません。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 1と3について説明がございましたが、これは明らかに説明がなっておらないと思うんですよ。例えば新設及び増設計画をすべて凍結するということと、今現在上

関町で進められているのは計画であってまだ国からも下りて建設が始まっているわけじゃないです。増設のいわゆる計画です。だからこれは答弁じゃ納得できる中身じゃないですよ。これ1と3は対立した関係。政策を凍結と中止と。これは文章上もおかしい。先ほどの説明じゃ納得できんのですがね。

2点目。上関町の問題です。私たちはお互いの町の政策は尊重しあうということでこれまでずっと平生町議会は上関の政策尊重という立場で原子力発電所に対して推進も反対も不採択できました。いわゆるお互いの町の政策に関与すべきではないと。これが基本なんです。今後もこれは、私はこのためにもいろいろと努力をしてまいりましたし、当然このことが尊重されるべきだと思います。

最近の各地方公共団体の議会の動きをみましたら名指しでよその町の政策に干渉すると。これは私はあってはならないことだと思うんです。それぞれの町の政策はそれぞれの人々たちが選挙を通じて決めるわけであって、それによその地方公共団体から口をはさむということは、私はあってはならないことだと思うんです。

特にね、あなた方、憲法大好きですから、憲法第95条一つの地方公共団体のみに適用される特別法は法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ国会はこれを制定することができないという規定がございます。

これは私は一つ一つの地方公共団体は政策については自らの住民が決定をする規定だと思っておりまして、国と言えども干渉するなど。そういうことになっております。ましてや隣町の政策にこちらから口を出すことは私は許されないと思うし、言うべきでもないと思います。

それと先ほど言いました避難地域の距離の問題です。これはずっと今までも10キロであってこの議論はあまりされてきませんでした。これはこれから先どうするかという議論であって、あくまでも先ほど松本議員のほうから質問がありましたように、これから先こういった問題に対処していかなければならない問題です。意思決定についてもそうです。それを混同されてはいけないうるんですよ。あくまでも私は隣町の政策はちゃんと尊重すると。これをうちの議会からそういうことは絶対に干渉することは許されないと思います。それが2点目。それについてもう一遍答弁してください。

それから2点目。「国際基準や福島原発事故の教訓を踏まえ、新しい安全基準をつくり現在の原発の総点検をすること」こうなっておるわけです。時期の問題です。「教訓を踏まえて」こう書いてあるんですよ。まだ収束をしていないんですよ。収束していないんですよ。今一番私が求めているのは、まず収束。そして町長が朝あえて言えばという話でありましたように完全な情報公開ですよ。しっかり国民に正しいことを知らせることが大事だとも思います。

ですから私は政府がIAEAに出す報告書の、いわゆる今までの報告書を見たら不手際の問題を、特集を共同通信系の新聞に載っておりました。この中を見れば大体これから先、皆すべてやら

ないけん計画なんですよ。したがって最後には原子力安全対策は今後根本的な見直しが不可避。安全対策や事故処理を含む全体のコスト、経費を明らかにした上で原発のあり方の国民的議論が必要だという総括をしておるんですから、何もわざわざここで私どもが意見を出す今必要はないのではないかと。正確に福島が収束をする。総括がされる。そうしてこれからどうするかという議論の次ならわかりますよ。また原子力安全委員会の班目委員長。国のいわゆる原発の耐震計画についてですが、なるべく早く議論したいが事後で何が起こったかわからない段階では始められないと。こういう状況なんですよ。安全指針に穴があいていることははっきりわかっていると。こういう前提でこういうことをしている。

ですからこういうことはしっかり待った上で私どもは冷静に行動していくのが一番今求められていることではないかと思えます。ですから今どうしてこの時期なのかというのは、真っ最中のときに出すべきではないと思えますが、もう一度私の質問に対して答えていただきたいと思えます。

それともう一つ。最後に取り下げる意思はないということですが、平生町議会は出された場合にはどういう取り扱いをするかということは当然議会運営上決めてまいりまして、総務厚生常任委員会に付託をする方向が確認されております。その委員会で議案ですから可否を決めていくということになってくると思えます。そして委員長報告でこの場で可否を決めるという手続きになると思えますが、それでよろしいですか。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。午後3時30分から再開いたします。

午後3時17分休憩

.....
午後3時30分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） 質問にお答えをいたします。まず中止と凍結の問題ですが、14基の新增設の問題です。上関は中止と皆様方をお願いをしたいと思います。

それと2番目の20キロ圏内の問題です。これに対しては今福島第一原発では30キロ以上離れた飯館村においても、今避難区域となっておるわけですから、これだけの膨大な災害が発生をしているわけです。これは20キロ圏内でなしに30キロ圏内でも私はいいと思っております。

次に福島原発事故の教訓について質問がございました。これに対しては今福島原発の事故そのものはますます深刻さを増していると思えます。今途中の教訓ですがこれはある程度、教訓として考えていいんじゃないかと私は考えております。以上です。

議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（1番 松本 武士君） では質問にお答えします。平岡議員がおっしゃられた隣の上関町に

関与することなので中止を言うことではないかということですが、町の境は上関町と平生町によって分かれています、放射能という物質が海を汚染し平生町の土地を汚染するわけです。それに対して被害を被るわけですね。それに対して何も言わないというのは、とても町の一部の代表として、町民の方の安全を確保するためには意見を言うのは当然のことだと私は考えております。以上です。
議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 文章上の問題から見ると説明が、先ほど言いましたように、この文章をゆっくり見ますととにかく1が問題であって、2、3、4は付け足したという感じすらもつんですよ。ですから矛盾が起きるんですよ。

それで松本議員のほうからもありましたが、個人がいろいろ言うことに私は何も反対はしてはおりません。町とか町議会とか公の機関が隣の町の政策に向けていろいろと物申すのは内政干渉になる。向こうの主権を侵害する。こういうことにならないのかと言っておるわけでございまして、町議会でこれを議決せよと言えば議会の意思になります。やっぱりそれはすべきではないと。あくまでもそれぞれの団体の自主性があるから……。それをちょっと、質問をよく聞いて答弁をしていただきたいんです。これ、よく言う話ですけど。

それと2番目のこれまでの、今でも教訓があるじゃないかという説明をされましたが……。いいですか、文章をよう読んでくださいよ。「福島原発事故の教訓も踏まえ新しい基準をつくり現在の原発の総点検を行う」ですよ。先ほど言いましたようにIAEAの政府の報告でもこれからすぐの作業を始めないけんということ。それから班目委員長もとにかくもう今そんな時期じゃないと。福島原発の教訓を学んで……。早くつくりたいが、なるべく早く議論したいが事故で何が起こったかわからない段階では始められないという状況なんですよ。

私は最後に申しますが、今の状況がいいとは全然思っておりません。大変な不満も持っております。ですから何らかの意見書を出したいということは思っています。淵上議員にはずっと個人的にもそういう総意を得るような意見書にならんかという要請を何度もしてまいりました。全員協議会でもその要請をいたしました。松本議員もそれは聞いておると思うんです。

ですから、どうして議会という機関が意思決定をするのに全体の議論がまとまるような提案をしないで自分たちの主張だけを述べて議案を出されるのか、私は理解に苦しむのですよ。ですからあなた方の提案は一応議会としては議会運営委員会です管の委員会に付託をして議論をして可否を決める。その結果を本会議に報告をして可否を決めるという仕組みになっておるが、それでいいですかと先ほど質問しました。それには答えてないですがね。

そういう取り扱いになっていくんですよ。私は全体として総意がまとまる文章をつくって平生町議会の意思を国に対して向けていくと。特に私は情報公開。現状を正確に知らせたい。これは私は今強く思っているんですよ。例えばIAEAの例の政府の報告で被爆の、放射線物質の測定の

いわゆるシビリティと言われる分の文書がありますよ。これは明かにやっぱり足りなかった。実際にやっちょるかもしれないけど発表しなかったのかもしれない。そういったことも知りたいんですよ。ですから国に向けて正確に情報を提供してくれと。こういうことが今一番私は求められておりますからそういった意見書はぜひ出したいと思っておるわけですが、どうしてもこれに固執すると言われれば肅々と議会の手続きを経るしかないと思うんですが、どうですか。それについて最後に答えてください。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） まず最初の主権の問題ですが、私は主権は町民にあると思います。議会ではないと思います。

それと2点目にいろいろなことを言われましたが、私は町民の生活と安全を考えるならば今私たちがここで、この議会で何ができるかということを考えてこの意見書を出させていただきました。それであとちょっとメモしよったのでわからんようになったので、あと何……（発言する者あり）もう先ほど撤回はしませんと申し上げましたんで、これは出します。以上です。

議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（1番 松本 武士君） 私も淵上議員と同じでして、主権は町民にあり、町民の方の安全を守っていくのが最優先だと考えますので、取り下げる意思はございませんので、よろしく願います。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） ちょっと納得いかないというか、理解がまだちょっとできないんですけれども、松本議員、提出者で名前がありますけれども、この意見書の内容と先ほどされた一般質問の内容。これ整合性がどうでしょう、僕、整合性がとれてないような気がするんですけれども。その点について……内容を詳しく申したほうがいいですか。（発言する者あり）上関に原発が建った場合にはっていう質問 建設するとすればっていう質問だったと思うんですけれども。どうですかね。（発言する者あり）すいません。

議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（1番 松本 武士君） では御質問にお答えします。国と中国電力の方針ではもう原発を、いまだに建てる。新規増設に関してはどうするというのは触れていないので、これからも建てる方向でいくのかと推測してそういう発言をしました。ただ私は中止を求めます。以上です。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（6番 河藤 泰明君） まだちょっと説明がほしいところなんですけれども、この提出にあたっていろいろお話をさせてもらっている中で、松本議員この内容には固執しないと。皆さんでお話をして12人でまとめていきたいというお話をされたと思うんですけれども、それと今回出された内容

とその辺はどういうふうにお考えですか。

議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（1番 松本 武士君） 先ほども申しましたとおり、私としては中止を意見として出させていたきたいので中止です。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） これをもって、質疑を終了いたします。

ここで日程の変更についてお諮りいたします。一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、6月17日の本会議を休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。

したがって、本日の議事日程に、日程第7、委員会付託を追加いたします。

・ ・

日程第7．委員会付託

議長（福田 洋明君） 日程第7、お諮りいたします。意見書案第1号上関原子力発電所建設計画に関する意見書の件は、お手元に配布の付託表のとおり、総務厚生常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第1号については、総務厚生常任委員会に付託することに決しました。

・ ・

議長（福田 洋明君） 本日は、これにて散会いたします。

次の本会議は、6月24日午前10時から開会いたします。

午後3時44分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 久 保 俊 一

署名議員 中 川 裕 之

平成23年 第5回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成23年6月24日(金曜日)

議事日程(第2号)

平成23年6月24日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 意見書案第1号 上関原子力発電所建設計画に関する意見書
- 日程第3 同意第1号 監査委員の選任について
- 日程第4 同意第2号 副町長の選任について
- 日程第5 議員派遣の件
- 日程第6 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

本日の会議に付した事件

- 日程第2 意見書案第1号 上関原子力発電所建設計画に関する意見書
- 日程第3 同意第1号 監査委員の選任について
- 日程第4 同意第2号 副町長の選任について
- 日程第5 議員派遣の件
- 日程第6 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

出席議員(12名)

1番 松本 武士君	2番 村中 仁司君
3番 久保 俊一君	5番 中川 裕之君
6番 河藤 泰明君	7番 淵上 正博君
8番 細田留美子さん	9番 柳井 靖雄君
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 岩本ひろ子さん	13番 福田 洋明君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 羽山 敦紀君

書記 岩井 浩治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	佐竹 秀道君
教育長	高木 哲夫君	会計管理者	藤田 衛君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			吉賀 康宏君
総合政策課長	角田 光弘君	町民課長	中本 羊次君
税務課長兼徴収対策室長			洲山 和久君
健康福祉課長			弘中 賢治君
経済課長兼農業委員会事務局長			岩見 求嗣君
建設課長	安村 和之君	佐賀出張所長	山本 俊明君
教育次長兼学校教育課長			福本 達弥君
社会教育課長			小島 康司君

午前10時00分開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において河藤泰明議員、洲上正博議員を指名いたします。

・

日程第2．意見書案第1号

議長（福田 洋明君） 日程第2、意見書案第1号上関原子力発電所建設計画に関する意見書についての件を議題といたします。

本件に関し、6月16日の本会議において、関係常任委員会に付託いたしました議案につき、委員長の報告を求めます。河藤泰明総務厚生常任委員長。

総務厚生常任委員長（河藤 泰明君） 総務厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成23年6月16日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました意見書案第1号につ

きまして、6月22日、委員会室において、提出者2名並びに町長以下所管課職員の出席を得て、慎重に審査をいたしました。その主だった審査経過及び結果について報告させていただきます。

初めに、主だった審査経過を報告いたします。

質疑では、提出者に対し、まず、上関だけの問題でなく、広く視点を持って意見書を出すという思いはなかったのかとの質問があり、「国際基準や福島原発事故の教訓を踏まえ、新しい安全基準をつくっていく」という項目を入れているとの説明がありました。

「自然再生エネルギーへ計画的に転換していくこと」とあるが、この自然再生エネルギーの安定供給を確立するまでの繋ぎの電力としては、原子力発電は仕方がないのではないかととの質問があり、今稼働されている原子力発電所は、新しい基準をつくって総点検をし、増設・新設は、凍結もしくは中止を提案している」との説明がありました。

また「上関町に建設する計画を中止すること」とあるが凍結にはできないのかとの質問があり、この委員会でそういう文言が決まればやぶさかではないとの説明がありました。

さらに、この意見書について、ある程度修正をするという気持ちがあるのかとの質問に対しては、あくまでも案なので変えられるとの説明がありました。

これらの質疑を踏まえ、「修正を前向きにとらえて、委員会で協議したらいいのではないか」との意見がありました。

そして、質疑終了後、委員から意見書案の修正について次のような提案がありました。

題名中、「上関」を削る。本文中、「上関周辺」を「この周辺」とし、「中国電力(株)」を削る。第1項中、「原子力発電所を上関町に建設する計画を中止すること。」を「新設及び増設計画をすべて凍結すること。」に修正する。第3項を削る。第4項中、「原子力依存」を「原子力発電」とし、「自然再生エネルギー」の次に「等」を追加し、同項を第3項とする。

修正案に対する質疑はありませんでした。

次に、採決の結果を報告いたします。

意見書案第1号については、原案を修正することとし、修正案を全会一致で承認いたしました。

修正部分を除く原案についても、全会一致で承認いたしました。

以上が、総務厚生常任委員会での付託を受けました意見書案の審査経過と結果であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

議長（福田 洋明君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。意見書案第1号上関原子力発電所建設計画に関する意見書の件を起立により採決いたします。

意見書案第1号の件に対する委員長の報告は修正であります。まず、委員会の修正案について採決を行います。委員会の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決を行います。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

日程第3 同意第1号

議長（福田 洋明君） 日程第3、同意第1号監査委員の選任についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、平岡正一議員の退席を求めます。

〔11番 平岡正一君 退席〕

議長（福田 洋明君） 提出者から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さん、おはようございます。去る6月16日に開会以来、本会議での政策論議並びに常任委員会での所管事務の調査など熱心に御協議賜りましたことをまずもって厚くお礼申し上げます。

今年は全国的に早い梅雨入りとなりました。例年梅雨は40日前後で明けると言われておりますだけに今年の梅雨明けは早まることが予想されております。梅雨が終われば本格的な夏の到来となるわけですが、省エネが叫ばれている今年の夏において、暑さの到来は少しでも遅くになってもらいたいものだと思います。

また、これから集中豪雨の懸念される梅雨末期の時期に差しかかってまいります。本町におきましても災害のないことを祈りながら、危機意識を持ってこの季節に対処してまいりたいと考えてい

るところであります。

さて、本日御提案申し上げましたのは、人事案件2件でございますが、まず、同意第1号平生町監査委員の選任について御説明を申し上げます。

平生町の監査委員は、地方自治法第195条によりまして、2名と定められており、識見を有する者から選任するもの1名及び議会議員のうちから選任するもの1名で構成をされております。このうち議会議員のうちから選任する監査委員の任期につきましては、同法第197条の規定によりまして、議会議員の任期とされておりまして、本町の場合5月31日までとなっております。監査委員の服務は合議制ではなく単独で行うものでありまして、現在識見を有する者から選んだ監査委員単独でその業務に当たっていただいております。しかし、困難な事案への対応や、監査機能の充実等を考慮すれば、早急に後任委員を選任することが必要であり、このたび、新たに就任をされました議員の皆様方のうちから引き続き平岡正一議員を選任いたしたく御提案申し上げるものであります。

平岡議員におかれましては、平成21年6月から2年間、既に監査委員として御活躍をいただいておりますが、簡単に略歴を申し上げます。議員は昭和50年に町議会議員に初当選以来、今期で9期目の御当選をされておられまして、その間4年間の議長経験を初め、議会運営委員会委員長、建設経済常任委員会委員長などの要職を歴任されておられます。

また、かつての柳井地区広域事務組合での監査委員、全国町村議会議長会での監事の職もお務めになるなど、過去の御経験、識見などから適任と存じまして、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、町議会の御同意をお願い申し上げます。

なお、御参考までに申し上げますが、識見を有する者から選任をされた監査委員といたしましては、新開にお住まいの中嶋一成さんに平成18年11月からお務めをいただいております。

以上で同意第1号につきましの御説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えを申し上げますので、よろしく御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については討論を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、本案については討論を省略することに決しました。

これより、同意第1号監査委員の選任についての件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これをもって平岡正一議員の除斥を解きます。

〔11番 平岡正一君 入場〕

日程第4・同意第2号

議長（福田 洋明君） 日程第4、同意第2号副町長の選任についての件を議題といたします。

ただいま佐竹秀道君から退席したい旨、議長に申し出がありましたので、これを許します。

〔佐竹秀道君 退席〕

議長（福田 洋明君） 提出者から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） ただいまは、平生町監査委員の選任につきまして、御同意を賜りましてありがとうございました。

続きまして、同意第2号副町長の選任について、御説明申し上げます。

御承知のとおり副町長制度は平成18年の地方自治法の改正により創設されたものでありまして、本町におきましても、平成19年7月から議会の御同意を賜りまして、佐竹秀道君を任命しているところであります。着任後は、特別職として私を補佐することはもちろん、職員への指揮監督や町政における政策立案を担当し、文字どおりトップマネジメントの強化に寄与してまいりました。このたび6月末日での任期満了にあたり、再度同君を副町長として任命いたしたく、お願い申し上げます。

現在、国において地方分権改革が進められる中において、地方自治そのものについてもそのあり方が問われております。こうした中であって、今年度から出発をいたしました「第四次平生町総合計画」に沿ったまちづくりを進めていくためには、豊かな識見と実行力を持つ人材が必要となってまいります。佐竹君は今の時代に求められる企画、決定、実行の能力を兼ね備えた人材であります。併せてこれまでの実績と蓄積された知識と経験は、これからこの計画を具体化していくためには不可欠であると承知いたしておるものであります。選任に当たりましては、私も改めて町長としての職責を自覚し、平生町の進展と活性化のため、職員、副町長ともども一丸となって取り組んでまいり所存であります。

参考までに佐竹秀道君の略歴を簡単に申し上げますと、現在61歳でございます。昭和47年に平生町役場に奉職し、平成9年4月に民生課長、11年7月に健康福祉課長、13年4月に教育次長、平成17年4月に政策調整室長、平成19年7月から副町長を務めております。過去の経験

からみましても、行政全般について非常に造詣が深く、また多くの経験を有しており適任であると判断をいたしますので、佐竹秀道君を引き続き副町長に選任することについて、地方自治法第162条の規定に基づき、町議会の御同意をお願いをいたすものであります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上で同意第2号についての説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えをいたしたいと存じますのでよろしく御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、本案については討論を省略することに決しました。

これより、同意第2号副町長の選任についての件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意されました。

〔佐竹秀道君 入場〕

・ ・

日程第5．議員派遣の件

議長（福田 洋明君） 日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配布の文書のとおりといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配布の文書のとおりとすることに決しました。

・ ・

日程第6．常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

議長（福田 洋明君） 日程第6、常任委員会の閉会中の所管事務等の調査の件を議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定によって、総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長から、お手元に配布のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。したがいまして、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

・ ・

議長（福田 洋明君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成23年第5回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時22分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 河 藤 泰 明

署名議員 湊 上 正 博